

昭和三十三年総理府令第十六号

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則

銃砲刀剣類所持等取締法及び銃砲刀剣類所持取締法施行令の規定に基き、並びにこれらの法令の規定を実施するため、銃砲刀剣類所持取締法施行規則を次のように定める。

(届出及び申請の手続)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号。以下「令」という。)及びこの府令の規定による都道府県公安委員会に対する届出書及び申請書の提出その他の手続は、その者の住所地又は事業場の所在地を管轄する警察署長を経由して行うものとする。ただし、法第六条第一項の許可の申請書を提出する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する届出書、申請書その他提出すべき書類等の部数は、この府令に規定する部数の範囲内で都道府県公安委員会が定めることができる。

(弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法)

第二条 法第二条第一項又は第二十一条の第一項の内閣府令で定める弾丸の運動エネルギー(単位は、ジュールとする。以下同じ。)の値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行うものとする。

一 水平方向に発射された弾丸が弾道の上における銃口から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との間を移動する速さを、室内においてその温度が二十度から三十五度までのものである場合に測定したときにおける測定値

二 弾丸の質量の測定値

(人の生命に危険を及ぼし得る弾丸の運動エネルギーの値)

第三条 弾丸の運動エネルギーにつき法第二条第一項の内閣府令で定める値は、弾丸を発射する方向に垂直な当該弾丸の断面の面積(単位は、平方センチメートルとする。第九十九条において同じ。)のうち最大のものに二十を乗じた値とする。

(矢の運動エネルギーの値の測定の方法)

第三条の二 法第三条第一項の内閣府令で定める矢の運動エネルギーの値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行うものとする。

一 水平方向に発射された矢がその軌道の上におけるクロスボウに装填されたときの当該矢の先端から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との間を移動する速さを測定したときにおける測定値

二 矢の質量の測定値

(人の生命に危険を及ぼし得る矢の運動エネルギーの値)

第三条の三 矢の運動エネルギーにつき法第三条第一項の内閣府令で定める値は、六・〇とする。

(捕鯨用標識銃製造業等の届出の手続)

第四条 法第三条第一項第十一号から第十五号までの規定により、都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第一号の銃砲刀剣類製造等届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第一号の銃砲刀剣類製造等届出書二通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

3 第一項に規定する届出又は前項の規定による届出を受けた都道府県公安委員会は、提出された届出書二通のうち一通に届出を受理した旨を記載して、これを届出者に交付するものとする。

4 第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る事業を廃止した場合においては、同項の規定により届出をした都道府県公安委員会にその旨を届け出なければならない。

(人命救助等に従事する者の届出の手続)

第五条 法第三条第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第二号の人命救助等に従事する者届出書を住所地(法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第四条第一項第二号又は第二号の二の規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地。以下この条において同じ。)を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2 都道府県公安委員会は、前項の届出を受けた場合においては、別記様式第三号の人命救助等に従事する者届出済証明書を交付するものとする。

3 次条第三項から第五項までの規定は、第一項に規定する届出をした者について準用する。この場合において、次条第三項中「使用人が」とあるのは「人命救助等に従事する者が」と、「使用人でなくなつた場合」とあるのは「自己の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなつた場合」と、「使用人届出書」とあるのは「人命救助等に従事する者届出書」と、「当該使用人に係る事業場の所在地」とあるのは「住所地」と、同条第四項中「別記様式第四号の使用人届出書」とあるのは「別記様式第二号の人命救助等に従事する者届出書」と、「当該使用人に係る使用人届出済証明書」とあるのは「人命救助等に従事する者届出済証明書」と、同条第五項中「当該届出に係る使用人届出済証明書」とあるのは「人命救助等に従事する者届出済証明書」と、「当該使用人届出済証明書」とあるのは「当該使用人届出済証明書」と読み替えるものとする。

第六条 法第三条第三項又は第三条の二第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第四号の使用人届出書に、当該使用人の写真(提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。以下同じ)二枚を添えて、当該使用人に係る事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項に規定する届出を受けた場合においては、別記様式第五号の使用人届出済証明書を交付するものとする。

3 第一項に規定する届出をした者は、当該届出に係る使用人が解雇その他の理由により使用人でなくなつた場合又は使用人届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、その旨を当該使用人に係る事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出は、当該届出に係る事項を朱書した別記様式第四号の使用人届出書及び当該使用人に係る使用人届出済証明書を提出して行うものとする。

5 第一項に規定する届出をした者は、当該届出に係る使用人届出済証明書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失した場合において

は、すみやかにその旨を当該使用人届出済証明書を交付した都道府県公安委員会に届け出なければならない。

(拳銃実包)

第七条 法第三条の三第一項の拳銃実包として内閣府令で定める実包は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 葉きよりの長さが四十一・〇ミリメートル以下であること。
- 二 葉きよりに係るきよりの最大外径が十五・〇ミリメートル以下であること。

(発射の禁止に係る規定の適用がない射撃場)

第八条 法第三条の十三の内閣府令で定める射撃場は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第九条の二第一項の規定により指定射撃場として指定された射撃場(拳銃を用いて射撃を行うものに限る。)
- 二 次のいずれかに該当する者が、それぞれ、その所持に係る拳銃等(法第三条の四の拳銃等をいう。以下この号において同じ。)を用いて行う射撃の用に供される施設

- イ 法令に基づき職務のため拳銃等を所持する者
- ロ 試験又は研究のため拳銃等を所持する者
- ハ 又は地方公共団体の職員
- ニ 法第四条第一項第三号の規定による拳銃等の所持の許可を受けた者
- ハ 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)の武器製造事業者又は同法第四条ただし書の許可を受けた者であつて、その製造(改造及び修理を含む。)に係る拳銃等を業務のため所持するもの(当該所持については、法第三条第三項の規定により同条第一項第七号に定める場合に含まれる所持を含む。)

第九条 (申請書の様式等) 法第四条の二第一項(法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。)の規定により申請をしようとする者は、次の各号に掲げる申請書ごとに、当該各号に掲げる申請書を提出するものとする。

- 一 法第四条の二第一項(法第六条第三項において準用する場合を含む。)の規定により銃砲の所持の許可を受けようとする者 別記様式第六号の銃砲所持許可申請書

一の二 法第四条の二第二項（法第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりクロスボウ所持の許可を受けようとする者 別記様式第六号の二のクロスボウ所持許可申請書

二 法第四条の二第二項（法第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により刀剣類の所持の許可を受けようとする者 別記様式第七号の刀剣類所持許可申請書

三 法第五条の四第三項において準用する法第四条の二の規定により技能検定を受けようとする者 別記様式第八号の技能検定申請書

四 法第七条の三第三項において準用する法第四条の二の規定により猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者 別記様式第九号の猟銃等所持許可更新申請書

四の二 法第七条の三第三項において準用する法第四条の二の規定によりクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者 別記様式第九号の二のクロスボウ所持許可更新申請書

五 法第九条の五第四項において準用する法第四条の二の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者 別記様式第十号の教習資格認定申請書

六 法第九条の十第三項において準用する法第四条の二の規定により射撃練習を受ける資格の認定を受けようとする者 別記様式第十一号の練習資格認定申請書

七 法第九条の十六第二項において準用する法第四条の二の規定によりクロスボウ射撃資格（法第九条の十六第一項前段に規定する資格をいう。以下同じ。）の認定を受けようとする者 別記様式第十一号の二のクロスボウ射撃資格認定申請書

第十條 法第四条の二第二項（法第五条の四第三項、第七條の三第三項、第九條の五第四項、第九條の十第三項及び第九條の十六第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する医師が作成した診断書であつて、法第五条第一項第三号又は第四号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第一項に規定する精神保健指定医その他法第

五条第一項第三号又は第四号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると都道府県公安委員会が認める医師

二 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けたことのある医師

2 同時に複数の申請書を提出する場合における前項の診断書については、一をこれらの申請書のいずれかに添付すれば足りる。

3 都道府県公安委員会は、第一項の診断書を提出した者が法第五条第一項第三号又は第四号に該当するかどうかを認定するため必要があると認めるときは、その者に法第十二条の三に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

（申請書の添付書類）

第十一條 法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六條第三項、第七條の三第三項、第九條の五第四項、第九條の十第三項及び第九條の十六第二項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 法第四條第一項又は第六條第一項の規定により許可を受けようとする者については、譲渡人若しくは貸付人が作成した別記様式第十二号の譲渡等承諾書（許可の申請をするときにまでに譲渡人又は貸付人が定まつていない申請人に係るものを除く。）又は相続、発見その他当該銃砲等又は刀剣類を所持することとなる理由を証明する書類

二 法第四條第一項の規定により許可を受けようとする者、法第五條の四第一項の規定による技能検定を受けようとする者、法第七條の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九條の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者、法第九條の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者又は法第九條の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、別記様式第十三号の同居親族書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

三 法第四條第一項第一号の規定により許可を受けようとする者、法第五條の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第

七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者、法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、別記様式第十三号の同居親族書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

四 前号に掲げる者のうち、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者については、法第五条の二第四項第一号に掲げる者（継続して十年以上法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者を除く。）であることを明らかにした書類

五 法第四條第一項第一号の規定により許可を受けようとする者又は法第七條の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）附則第三条第一項に規定する者であつて、その者が対象鳥獣の捕獲等に使用する種類の猟銃の所持の許可の申請又は当該種類の猟銃の所持の更新の申請をしようとするものに限る。）については、同法第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令（平成二十四年内閣府、農林水産省、環境省令第一号）第三条の規定による交付を受けた書面（同令第一条の特定捕獲等に係るものに限る。）及び同条第二号に該当する者であることと誓約する書面

六 法第四條第一項第一号の規定により許可を受けようとする者又は法第七條の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第二項に規定する者であつて、令和九年四月十五日までの間にその者が対象鳥獣の捕獲等に使用する種類の猟銃の所持の許可の申請又は当該種類の猟銃の所持の更新の申請をしようとするものに限る。）については、猟銃を使用して同法第四条第一項に規定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令第三条の規定により交付を受けた書面（同令第二条第一号の特定捕獲等に係るものに限る。）及び同条第二号に該当する者であることを誓約する書面

七 法第四條第一項第一号の規定により許可を受けようとする者のうち、法第五条の二第三項第二号に該当する者については、同号の災害により許可済猟銃（同項第一号の許可済猟銃をいう。以下この号において同じ。）を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した事情を明らかにした書類

八 法第四條第一項第二号から第十号までの規定により許可を受けようとする者（法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者であつて、当該許可に係る許可証を提示したものを除く。）については、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）

九 法第四條第一項第三号に掲げる者については、令第二条第一号に規定する関係行政機関若しくはその地方支分部局の長の証明書又は同条第二号に規定する文化庁長官の証明書及び別記様式第十四号の試験又は研究の実施概要書

十 法第四條第一項第四号若しくは第五号に掲げる者、法第四條第一項第五号の二に掲げる者のうち第五条の二第六項の政令で定める者から推薦された者、法第五条第一項第一号の政令で定める者から推薦された者又は第三号に掲げる者のうち、猟銃について法第五条の二第二項第一号若しくは第三項第一号の政令で定める者から推薦された者若しくはライフル銃について同条第四項第二号の政令で定める者から推薦された者については、次条第一項の規定により交付を受けた推薦書

十一 法第四條第一項第四号、第五号の二又は第五号の三に掲げる者については、前条第一項に規定する医師の診断書

害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令第三条の規定により交付を受けた書面（同令第二条第一号の特定捕獲等に係るものに限る。）及び同条第二号に該当する者であることを誓約する書面

七 法第四條第一項第一号の規定により許可を受けようとする者のうち、法第五条の二第三項第二号に該当する者については、同号の災害により許可済猟銃（同項第一号の許可済猟銃をいう。以下この号において同じ。）を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した事情を明らかにした書類

八 法第四條第一項第二号から第十号までの規定により許可を受けようとする者（法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者であつて、当該許可に係る許可証を提示したものを除く。）については、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）

九 法第四條第一項第三号に掲げる者については、令第二条第一号に規定する関係行政機関若しくはその地方支分部局の長の証明書又は同条第二号に規定する文化庁長官の証明書及び別記様式第十四号の試験又は研究の実施概要書

十 法第四條第一項第四号若しくは第五号に掲げる者、法第四條第一項第五号の二に掲げる者のうち第五条の二第六項の政令で定める者から推薦された者、法第五条第一項第一号の政令で定める者から推薦された者又は第三号に掲げる者のうち、猟銃について法第五条の二第二項第一号若しくは第三項第一号の政令で定める者から推薦された者若しくはライフル銃について同条第四項第二号の政令で定める者から推薦された者については、次条第一項の規定により交付を受けた推薦書

十一 法第四條第一項第四号、第五号の二又は第五号の三に掲げる者については、前条第一項に規定する医師の診断書

害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令第三条の規定により交付を受けた書面（同令第二条第一号の特定捕獲等に係るものに限る。）及び同条第二号に該当する者であることを誓約する書面

七 法第四條第一項第一号の規定により許可を受けようとする者のうち、法第五条の二第三項第二号に該当する者については、同号の災害により許可済猟銃（同項第一号の許可済猟銃をいう。以下この号において同じ。）を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した事情を明らかにした書類

八 法第四條第一項第二号から第十号までの規定により許可を受けようとする者（法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者であつて、当該許可に係る許可証を提示したものを除く。）については、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）

九 法第四條第一項第三号に掲げる者については、令第二条第一号に規定する関係行政機関若しくはその地方支分部局の長の証明書又は同条第二号に規定する文化庁長官の証明書及び別記様式第十四号の試験又は研究の実施概要書

十 法第四條第一項第四号若しくは第五号に掲げる者、法第四條第一項第五号の二に掲げる者のうち第五条の二第六項の政令で定める者から推薦された者、法第五条第一項第一号の政令で定める者から推薦された者又は第三号に掲げる者のうち、猟銃について法第五条の二第二項第一号若しくは第三項第一号の政令で定める者から推薦された者若しくはライフル銃について同条第四項第二号の政令で定める者から推薦された者については、次条第一項の規定により交付を受けた推薦書

十一 法第四條第一項第四号、第五号の二又は第五号の三に掲げる者については、前条第一項に規定する医師の診断書

十二 法第四條第一項第四号の規定により空気銃の所持の許可を受けようとする者については、申請人の写真二枚

十三 法第四條第一項第七号に掲げる者については、当該刀剣類を所持しようとする理由を記載した書類

十四 法第四條第一項第八号又は第九号に掲げる者については、演劇、舞踊その他の芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの名称、主催者の氏名又は名称、概要、開催の日時及び場所並びに銃砲等又は刀剣類の所持の方法又は態様及び当該銃砲等又は刀剣類を所持しようとする理由（所持しようとする理由については、法第四條第一項第八号に掲げる者に限る。）を記載した書類

十五 法第四條第一項第十号に掲げる者については、博物館その他これに類する施設の名称、所在地、設置者の氏名又は名称及び銃砲等又は刀剣類の所持の方法又は態様を記載した書類

十六 法第四條第五項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者については、法人が業務のために所持させる旨を記載した証明書

十七 法第九條の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、申請人を監督することについての法第四條第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の同意書

十八 同時に複数の申請書を提出する場合において、法第四條の二第三項の規定によりこれらの申請書に添付しなければならないこととされる前項各号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類にあつては、申請人の写真を除く。）のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一をこれらの申請書のいずれかに一に添付すれば足りる。

十九 第一項第二号及び第三号に掲げる書類（第三号に掲げる書類にあつては、住民票の写し及び経歴書に限る。）については、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。

一 法第四條第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、更に同号の規定による猟銃若しくは空気銃の許可若しくは法第七條

の三第一項の規定による猟銃若しくは空気銃の許可の更新に係る申請書を提出する場合（第三十五條第一項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を除く。）又は法第九條の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

一 法第四條第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四條第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可に係る申請書を提出する場合

二 法第五條の四第二項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）又は法第九條の五第五項の教習修了証明書（以下「教習修了証明書」という。）の交付を受けた日から起算して一年を経過していない者が、法第五條の四第一項の規定による技能検定又は法第九條の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四條第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可又は法第九條の十第二項の規定による猟銃の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

三 法第九條の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定を現に受けている者が、当該認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四條第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可に係る申請書を提出する場合

四 法第九條の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定を現に受けている者が、当該認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四條第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可に係る申請書を提出する場合

法第九條の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提示しなければならない。

一 第八十二條の二に規定するクロスボウ射撃資格認定証（現にクロスボウ射撃資格の認定を受けている場合に限る。）

二 申請人を監督することとなる法第四條第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し

第十二條 令第三條第二項、第四條第二項、第七條第二項、第十一條第二項、第十三條第二項、第十五條第二項、第十六條第二項又は第二十八條第二項に規定する者（以下この条において「推薦者」という。）は、法第四條第一項第四号若しくは第五号、第五條第一項第一号、第五條の二第二項第一号、第三項第一号、第四項第二号若しくは第六項又は第九條の十三第一項の規定により推薦を行うこととなつた場合には、別記様式第十五号の推薦書をその被推薦者に交付するものとする。この場合において、法第四條第一項第四号の規定による推薦については、その推薦書の写しを国家公安委員会に送付するものとする。

第三條 前条第三項に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同項に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。

第十四條 法第四條の三第一項（法第七條の三第三項において準用する場合を含む。）の検査（以下「認知機能検査」という。）は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 認知機能検査を行つてゐる時の年月日、曜日及び時刻を記述させること。

二 十六の物の図画を当該物の名称及び分類とともに示した時点から一定の時間が経過した後、当該物の名称を記述させること。

（認知機能検査の低下の状況を判断する基準）

第十五條 法第四條の三第二項（法第七條の三第三項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準は、次の式により算出した数値が三十六未満であることとする。

1.  $336 \times A + 2 \cdot 499 \times B$

（この式において、A及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。）

A 第十四條第一号に掲げる方法により記述された事項についての次に掲げる数値の総和

一 認知機能検査を行つた時の年が記述されている場合には、五

二 認知機能検査を行つた時の月が記述されている場合には、四

三 認知機能検査を行つた時の日が記述されている場合には、三

四 認知機能検査を行つた時の曜日が記述されている場合には、二

五 記述された時刻と認知機能検査を行つた時の時刻との差に相当する分数が三十未満の場合には、一

B 第十四條第二号に掲げる方法により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和

一 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数を二乗して得た数値

二 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数を二乗して得た数値

三 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかつた物のうち、分類を再び示した後に名称が正しく記述されたものの数に一を乗じて得た数値

（認知機能検査の実施期間等）

第十六條 法第七條の三第一項の規定による許可の更新を受けようとする者に対する認知機能検査は、当該許可の有効期間が満了する日の二个月前から一月前までの間に行うものとする。

第十七條 次の各号に掲げる者から、当該各号に定める期間内に道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十七條の二第一項第三号イに規定する認知機能検査等を受けたものとして、そのことを証明する書類の提示があつた場合には、当該者については、認知機能検査を受けたものとみなす。

一 法第四條の規定による許可を受けようとする者 当該許可に係る銃砲所持許可申請書、

の三第一項の規定による猟銃若しくは空気銃の許可の更新に係る申請書を提出する場合（第三十五條第一項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を除く。）又は法第九條の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

一 法第四條第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四條第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可に係る申請書を提出する場合

二 法第五條の四第二項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）又は法第九條の五第五項の教習修了証明書（以下「教習修了証明書」という。）の交付を受けた日から起算して一年を経過していない者が、法第五條の四第一項の規定による技能検定又は法第九條の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四條第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可又は法第九條の十第二項の規定による猟銃の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

三 法第九條の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定を現に受けている者が、当該認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四條第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可に係る申請書を提出する場合

四 法第九條の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定を現に受けている者が、当該認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四條第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可に係る申請書を提出する場合

法第九條の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提示しなければならない。

一 第八十二條の二に規定するクロスボウ射撃資格認定証（現にクロスボウ射撃資格の認定を受けている場合に限る。）

クロスボウ所持許可申請書又は刀剣類所持許可申請書を提出した日以後

二 法第七条の三第一項の規定による許可の更新を受けようとする者 当該許可の有効期間が満了する日の五月前から一月前までの間（確認の手続）

第十七条 法第四条の四第一項の規定により銃砲等又は刀剣類の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする銃砲等又は刀剣類を当該許可証と共に住所又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、第十一条第一項第一号に規定する申請人に該当し、同号の規定により銃砲所持許可申請書、クロスボウ所持許可申請書又は刀剣類所持許可申請書に譲渡等承諾書を添えなかつた者にあつては、別記様式第十二号の譲渡等承諾書を提出しなければならない。

2 法第四条の四第一項の規定により確認を受けようとする銃砲等が次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書類を提出して銃砲等の提出に代えることができる。

- 一 携帯が著しく困難な銃砲等 当該銃砲等の写真
二 船舶に設備する救命索発射銃及び救命用信号銃 船舶検査官が発行する検査証明書

第十八条 法第四条の四第二項又は第九条の六第三項（法第九条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により打刻を命ずる場合においては、別記様式第十六号又は第十七号の打刻命令書（法第九条の十一第二項において準用する場合にあつては、別記様式第十八号の打刻命令書）を交付して行うものとする。

（表示措置命令）
第十四条の二 法第四条の四第三項に規定する法第四条第一項第一号の規定による許可に係るクロスボウに当該許可に係るものであることを表示するための措置として内閣府令で定めるものは、都道府県公安委員会が当該クロスボウごとに付した番号又は記号を表示した標示物（以下この条において「クロスボウ番号標」という。）を、当該クロスボウの側面に容易に剥がれないように、かつ、見やすいように貼り付けることとする。

2 法第四条の四第三項の規定により同項に規定する措置を執ることを命ずる場合においては、

別記様式第十八号の二の表示措置命令書及びクロスボウ番号標を交付して行うものとする。
3 前項の規定によるクロスボウ番号標の交付を受けた者は、当該クロスボウ番号標を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合においては、速やかにその旨を住所又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。
（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）
第十九条 令第九号第二項第二号及び第二十七條第一項第三号の内閣府令で定める実包又は金属性弾丸の数は、六発（ライフル銃以外の猟銃にあつては、三発）とする。
2 令第九号第二項第三号及び第二十七條第一項第四号の内閣府令で定める口径の長さは、次に掲げるとおりとする。ただし、専らとど、熊その他大きさがこれらに類する獣類の捕獲（殺傷を含む。）の用途に供する猟銃の口径の長さは、国家公安委員会規則で定める。
一 猟銃
イ ライフル銃 十・五ミリメートル
ロ ライフル銃以外の猟銃 十二番
二 空気銃 ハミリメートル
3 令第九号第二項第四号及び第二十七條第一項第五号の内閣府令で定める銃身長及び銃の全長は、次に掲げるとおりとする。
一 猟銃
イ 銃身長 四十八・八センチメートル
ロ 銃の全長（銃身又は銃床が折りたたみ式、伸縮式又は着脱式の銃にあつては、折りたたみ、伸縮又は着脱により最も短くした状態における銃の全長とする。次号において同じ。） 九十二・九センチメートル
（専ら標的射撃の用途に供するライフル銃にあつては、八十三・九センチメートル）
二 空気銃の全長 七十九・九センチメートル
4 令第九号第二項第五号及び第二十七條第一項第六号の内閣府令で定める消音装置は、専ら発射音を減殺するための装置とする。
（講習の申込み）
第二十条 法第五条の三第一項又は第五条の三の二第一項の講習会の講習を受けようとする者は、別記様式第十九号の講習受講申込書に当該申込人の写真を添えて、住所を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。
（講習修了証明書の様式）
第二十一条 法第五条の三第二項又は第五条の三の二第二項の講習修了証明書は、別記様式第二十号のとおりとする。

（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
第二十二条 法第五条の三第三項又は第五条の三の二第三項の規定により講習修了証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第二十一号の講習修了証明書等書換申請書に当該講習修了証明書及び住民票の写しを添えて、住所を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2 法第五条の三第三項又は第五条の三の二第三項の規定により講習修了証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第二十二号の講習修了証明書等再交付申請書を住所を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

（技能検定通知書）
第二十三条 令第二十条第一項の規定により技能検定について必要な事項を通知する場合においては、別記様式第二十三号の技能検定通知書を交付して行うものとする。
（合格証明書の様式）
第二十四条 合格証明書は、別記様式第二十四号のとおりとする。

（合格証明書の書換え又は再交付の申請）
第二十五条 第二十二條第一項の規定は、法第五条の四第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により合格証明書の書換えを受けようとする者について準用する。
2 第二十二條第二項の規定は、法第五条の四第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により合格証明書の再交付を受けようとする者について準用する。

（技能講習）
第二十六条 法第五条の五第一項の講習を受けようとする者は、別記様式第二十五号の技能講習受講申込書を住所を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。
（技能講習通知書）
第二十七条 令第二十一条第一項の規定による技能講習についての必要な事項の通知は、別記様式第二十六号の技能講習通知書を交付して行うものとする。

（技能講習修了証明書の様式）
第二十八条 法第五条の五第二項の技能講習修了証明書は、別記様式第二十七号のとおりとする。
（技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
第二十九条 第二十二條第一項の規定は、法第五条の五第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により技能講習修了証明書の再交付を受けようとする者について準用する。

（許可証の期間の延長）
第三十条 令第二十四條第二項の規定により許可の期間の延長を受けようとする外国人は、別記様式第二十八号の許可期間延長申請書を現在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。
（許可証の様式）
第三十一条 法第七条第一項の規定による許可証は、法第四条第一項第一号の規定による許可に係るものについては別記様式第二十九号又は第二十九号の二、同項第二号から第十号までの規定による許可に係るものについては別記様式第三十号、第三十号の二又は第三十一号、法第六条の規定による許可に係るものについては別記様式第三十二号、第三十二号の二又は第三十三号のとおりとする。
（許可証の書換えの申請）
第三十二条 法第七条第二項の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、別記様式第三十四号の銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書を住所又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するとともに、書換えを受けようとする事項が記載されている許可証を提出するものとする。

2 前項の場合において、本籍、住所地又は氏名を変更したことにより許可証の書換えを受けようとする者は、同項の申請書に住民票の写しを添えなければならない。
3 第一項の場合において、申請人が法第四条第一項第一号又は第四号（空気銃銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したものであるときは、併せて当該申請人の写真を添えるものとする。
（許可証の再交付の申請）
第三十三条 法第七条第二項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第三十五号の銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書を住所（法第六条の外国人にあつては、現在地）又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。こ

三項の規定により技能講習修了証明書の書換えを受けようとする者について準用する。
2 第二十二條第二項の規定は、法第五条の五第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により技能講習修了証明書の再交付を受けようとする者について準用する。

の場合において、許可証の再交付を受けようとする者が、法第四条第一項第一号又は第四号（空気銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者であるときは、当該申請人の写真二枚を添えなければならない。（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の手続）

**第三十四条** 法第七条の第三項の規定により猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者は、第九条の規定により猟銃等所持許可更新申請書又はクロスボウ所持許可更新申請書を提出する場において、当該許可の有効期間が満了する日の二月前から一月前までの間（以下「更新申請期間」という。）に、この申請書を当該許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウと共に提出（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウについては、提示。以下この条において同じ。）をするものとする。ただし、災害、病気その他のやむを得ない理由のため、更新申請期間に提出することができない者は、その理由を明らかにした書類を添えて、当該許可の有効期間が満了する日の前日までに提出することができる。

**第三十五条** 都道府県公安委員会は、法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者が当該許可に係る許可証の交付を受けた日の後のその者の三回目日を経過した後に最初に同号の規定によるクロスボウの所持の許可又は許可の更新を受けようとする場合において、その者が現に有する許可証と引換えに新たな許可証を交付するものとする。

**3** 前二項に規定する者は、当該許可又は許可の更新の申請の際に本人の写真二枚を住所所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

**第三十六條** 法第八条第二項（法第九条の第十五第二項において準用する場合を含む。）又は第九

条の第五第三項（法第九条の第十三項及び第九條の第十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可証（法第九条の第十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）又は教習資格認定証（法第九条の第十三項において準用する場合にあつては、練習資格認定証）、法第九条の第十六第二項において準用する場合にあつてはクロスボウ射撃資格認定証）を返納しようとする者は、別記様式第三十六号の銃砲等又は刀剣類所持許可証返納届出書に当該許可証（法第九条の第十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）又は教習資格認定証（法第九条の第十三項において準用する場合にあつては、練習資格認定証）、法第九条の第十六第二項において準用する場合にあつてはクロスボウ射撃資格認定証）を添えなければならない。

**第三十七条** 法第八条第三項の規定により失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消を受けようとする者は、別記様式第三十七号の許可事項抹消申請書を住所所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するとともに、抹消を受けようとする事項が記載されている許可証を提示するものとする。

**3** 前条後段の規定は、前項の申請について準用（仮領置書）  
**第三十八條** 法第八条第七項、第八条の第二第二項、第九条の八第三項、第九条の第十二第二項、第十一條第八項若しくは第九項、第十一條の第一項から第三項まで、第二十五條第一項又は第二十六條第二項の規定による仮領置書は、別記様式第三十八号の場合の仮領置書を交付して行うものとする。この場合において、当該仮領置に係る銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品が法第十三条の第三第一項又は第三項の規定により保管されたものであるときは、第九十六條に規定する保管書の交付を受けた者に対し、当該保管書の返還を求めるものとする。

**第三十九條** 法第八条第八項、第八条の第二第二項、第九条の八第四項、第九条の第十二第三項、

第十一條第十項又は第十一條の第二第四項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の銃砲等又は刀剣類返還申請書を当該銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品を保管する都道府県公安委員会に提出しなければならない。この場合において、返還の申請をしようとする者が仮領置に係る銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の売渡し、贈与、返還等を受けた者であるときは、当該売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えなければならない。

**2** 法第二十五條第四項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の銃砲等又は刀剣類返還申請書に、銃砲等又は刀剣類を所持していた者からの売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えて、当該銃砲等又は刀剣類を保管する警察署長に提出しなければならない。

**3** 前二項の返還の申請をしようとする者は、これらの規定により提出する書類に添えて、当該銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品を適法に所持することができる者であることを明らかにした書類を提出しなければならない。

**第四十條** 法第八条第八項、第八条の第二第三項、第九条の八第四項、第九条の第十二第三項、第十一條第十項若しくは第十一條、第十一條の第二第四項、第二十五條第三項若しくは第四項又は第二十六條第五項の規定による返還は、仮領置書及び別記様式第四十号の受領書と引換えに行うものとする。

**4** 前条後段の規定は、前項の申請について準用（仮領置書）  
**第四十一條** 法第八条第九項（法第八条の第二第四項、第九条の八第五項、第九条の第十二第四項、第十一條第十二項及び第十一條の第二第六項において準用する場合を含む。）の規定により売却した代金を交付する場においては、仮領置書及び代金領収書と引換えに代金明細書を交付して行うものとする。

**3** 法第四条第一項第一号、第四号又は第五号の二の規定による許可を受けて、ライフル銃、ライフル銃以外の猟銃又は空気銃のうちその者が行おうとする射撃の指導において用いられるもの（次号及び第五号において「指導に係る猟銃等」という。）を二年以上継続して所持している者であること。

**2** 第十二條第一項前段、第二項前段及び第三項並びに第十三條の規定は、前項第一号の規定による推薦に基づいて準用する。

**3** 法第四条第一項第一号又は第五号の三の規定による許可を受けて、クロスボウを二年以上継続して所持している者であること。

**4** クロスボウの所持に関する法令及びクロスボウの使用、保管等の取扱いについて、相당한知識を有する者であること。

**5** クロスボウの操作及び射撃について、相당한知識を有する者であること。

**3** 法第四条第一項第一号、第四号又は第五号の二の規定による許可を受けて、ライフル銃、ライフル銃以外の猟銃又は空気銃のうちその者が行おうとする射撃の指導において用いられるもの（次号及び第五号において「指導に係る猟銃等」という。）を二年以上継続して所持している者であること。

**2** 第十二條第一項前段、第二項前段及び第三項並びに第十三條の規定は、前項第一号の規定による推薦に基づいて準用する。

**3** 法第四条第一項第一号又は第五号の三の規定による許可を受けて、クロスボウを二年以上継続して所持している者であること。

**4** クロスボウの所持に関する法令及びクロスボウの使用、保管等の取扱いについて、相당한知識を有する者であること。

**5** クロスボウの操作及び射撃について、相당한知識を有する者であること。

は、別記様式第四十二号の射撃指導員指定書を交付して行うものとする。

(射撃指導員の指定の解除)

第四十五条 法第九条の三第二項の規定による猟銃等射撃指導員の指定の解除又は法第九条の三の二第二項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定の解除は、別記様式第四十三号の射撃指導員指定解除通知書を交付して行うものとする。

(射撃指導員の氏名等の変更の届出)

第四十六条 猟銃等射撃指導員又はクロスボウ射撃指導員は、第四十三条の射撃指導員指定申請書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第四十四号の射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書に当該射撃指導員指定書及び住民票の写しを添えて、速やかにその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

2 猟銃等射撃指導員又はクロスボウ射撃指導員は、第四十四条の射撃指導員指定書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合、これを交付した都道府県公安委員会にその再交付を申請することができる。

(教習射撃場の管理者及び管理方法の基準)

第四十七条 法第九条の四第一項に規定する教習射撃場に係る同項第一号の内閣府令で定める管理者及び管理方法の基準は、次に定めるとおりとする。

一 当該射撃場の管理者は、射撃に伴う危害防止に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他教習射撃場の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しない者であること。

イ 法の規定に違反し、火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)第五十条の二の規定の適用を受け、又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十九条第二項の第一種銃猟免許若しくは第二種銃猟免許に係る狩猟について同法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していないもの

ロ その者が指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場の管理者である間に発生した事由

により当該指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場がその指定を解除された場合において、当該指定を解除された日から起算して三年を経過していない者

二 当該射撃場の管理方法は、次に該当するものであること。

イ 射撃教育を行っている射面では標的射撃を行わせないこと。

ロ 教習射撃指導員の業務が公正に行われるよう指導及び監督をすること。

ハ 教習射撃指導員には、腕章、記章等教習射撃指導員であることを示すものを付けさせること。

ニ 射撃教育に関する記録簿を備え付け、射撃に関する事項を記録し、当該記録簿に最終の記録をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。

(電磁的方法による保存)

第四十八条 前条第二号に規定する事項が電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて同号ニに規定する当該事項が記録された記録簿の保存に代えることができる。

(教習射撃指導員の基準)

第四十九条 法第九条の四第一項第二号の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 猟銃に係る射撃の指導を二年以上継続して行つてゐる者であること。

二 教習射撃指導員若しくは練習射撃指導員の業務に関して不正な行為をし、又は法若しくはこれに基づく命令の規定に違反したことから、教習射撃指導員若しくは練習射撃指導員を解任されたことのない者又は教習射撃指導員若しくは練習射撃指導員を解任された日から起算して三年を経過している者であること。

(教習射撃場の指定の申請の手續)

第五十条 法第九条の四第一項の規定による教習射撃場の指定を受けようとする者は、別記様式第四十五号の教習射撃場指定申請書に、次に掲げる書類を添えて、当該指定を受けようとする指定射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

一 当該指定射撃場を設置する者及び管理する者の住民票の写し及び履歴書  
二 当該指定射撃場の管理の方法を記載した書類

三 当該指定射撃場に置かれてゐる教習射撃指導員の住所、氏名及び生年月日並びにその者が射撃指導員として指定された年月日及びその指定番号を記載した書類

(教習射撃場の指定)

第五十一条 法第九条の四第一項の規定による教習射撃場の指定は、別記様式第四十六号の教習射撃場指定書を当該指定の申請をした者に交付して行うものとする。

(教習射撃指導員の選任又は解任の届出)

第五十二条 法第九条の四第二項の規定による教習射撃指導員の選任又は解任の届出は、別記様式第四十七号の教習射撃指導員選任等届出書を提出して行うものとする。

(教習射撃指導員の解任の命令)

第五十三条 法第九条の四第三項の規定による教習射撃指導員の解任の命令は、別記様式第四十八号の教習射撃指導員解任命令書を交付して行うものとする。

(教習射撃場の名称等の変更の届出)

第五十四条 教習射撃場を設置し、又は管理する者は、第五十条の教習射撃場指定申請書(添付書類を含む)の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第四十九号の教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書を速やかに当該教習射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

(教習資格認定証の様式)

第五十五条 法第九条の五第二項の教習資格認定証は、別記様式第五十号のとおりとする。

(教習資格認定証の書換え又は再交付の申請)

第五十六条 第二十一条第一項の規定は、法第九条の五第四項において準用する法第五条の三第三項の規定により教習資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。

2 第二十一条第二項の規定は、法第九条の五第四項において準用する法第五条の三第三項の規定により教習資格認定証の再交付を受けようとする者について準用する。

(教習修了証明書の様式)

第五十七条 教習修了証明書は、別記様式第五十一号のとおりとする。

(教習用備付け銃の届出)

第五十八条 法第九条の六第二項の規定による届出は、別記様式第五十二号の教習用備付け銃等届出書又は別記様式第五十三号の教習用備付け銃等変更届出書二通を提出して行うものとする。

2 前項の規定による届出を受けた都道府県公安委員会は、提出された届出書二通のうち一通に届出を受理した旨を記載して、これを届出者に交付するものとする。

(教習用備付け銃の保管の設備及び方法の基準)

第五十九条 法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 堅固な金属製ロッカーその他これと同等程度に堅固な構造を有するものであること。

ロ 確実に施錠できる錠を備えていること。

ハ 管理上支障のない場所にあること。

ニ 容易に持ち運びができないこと。

ホ 当該設備又はその付近に非常の際外部に通報することができる装置を備えていること。

二 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

イ 教習用備付け銃を前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。

ロ 前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

ハ 責任者を定めて、別記様式第五十四号の教習用備付け銃管理票に所要の事項を記載させること。

二 ハの教習用備付け銃管理票は、最終の記載をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。

(電磁的方法による保存)

第六十条 前条第二号ハに規定する教習用備付け銃管理票に記載することとされている事項が電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて同号ニに規定する教習用備付け銃管理票の保存に代えることができる。

(教習射撃場の指定の解除)

第六十一条 法第九条の八第一項又は第二項の規定による教習射撃場の指定の解除は、別記様式第五十五号の教習射撃場指定解除通知書を交付して行うものとする。

(教習修了証明書の交付の禁止)

第六十二条 法第九条の八第一項の規定による教習修了証明書の交付の禁止は、別記様式第五

六号の教習修了証明書交付禁止通知書を交付し  
て行うものとする。

**第六十三條** 第四十七條(第二号イ、ロ及びニを  
除く。)の規定は、法第九條の九第一項に規定  
する練習射撃場に係る同項第一号の内閣府令で  
定める管理者及び管理方法の基準について準用  
する。

**第六十四條** 第五十條の規定は、法第九條の九第  
一項に規定する練習射撃場の指定の申請の手續  
について準用する。この場合において、第五十  
條中「別記様式第四十五号の教習射撃場指定申  
請書」とあるのは、「別記様式第五十七号の練  
習射撃場指定申請書」と読み替えるものとする。

**第六十五條** 第五十一條の規定は、法第九條の九  
第一項に規定する練習射撃場の指定について準  
用する。この場合において、第五十一條中「別  
記様式第四十六号の教習射撃場指定書」とある  
のは、「別記様式第五十八号の練習射撃場指定  
書」と読み替えるものとする。

**第六十六條** 第五十二條の規定は、法第九條の九  
第二項において準用する法第九條の四第二項の  
規定による練習射撃指導員の選任又は解任の届  
出について準用する。この場合において、第五  
十二條中「別記様式第四十七号の教習射撃指導  
員選任等届出書」とあるのは、「別記様式第五  
十九号の練習射撃指導員選任等届出書」と読み  
替えるものとする。

**第六十七條** 第五十三條の規定は、法第九條の九  
第二項において準用する法第九條の四第三項の  
規定による練習射撃指導員の解任の命令につ  
いて準用する。この場合において、第五十三條中  
「別記様式第四十八号の教習射撃指導員解任命  
令書」とあるのは、「別記様式第六十号の練習  
射撃指導員解任命令書」と読み替えるものとす  
る。

**第六十八條** 第五十四條の規定は、練習射撃場指  
定申請書の記載事項の変更の届出について準用  
する。

**第六十九條** 法第九條の十第二項の練習資格認定  
証は、別記様式第六十一号のとおりとする。

**第七十條** 第二十二條第一項の規定は、法第九條  
の十第三項において準用する法第五條の三第三  
項の規定により練習資格認定証の書換えを受け  
ようとする者について準用する。

**第七十一條** 法第九條の十一第一項の内閣府令で  
定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、  
当該各号に定めるとおりとする。

- 一 猟銃に係る練習射撃場 口径の長さ又は銃  
身長が異なり、かつ、型式が異なる複数の猟  
銃が備え付けられていること。
- 二 空気銃に係る練習射撃場(次号に掲げるも  
のを除く) 銃身長が異なる複数の空気銃が  
備え付けられていること。
- 三 空気銃射撃競技のための空気銃に係る練習  
射撃場 空気銃射撃競技のための射撃練習の  
用途に供する空気銃が備え付けられているこ  
と。

**第七十二條** 第五十八條の規定は、法第九條の十  
第二項において準用する法第九條の六第二項  
の規定による練習用備付け銃の届出について準  
用する。

**第七十三條** 第五十九條及び第六十條の規定は、  
法第九條の十一内閣府令で定める基準につ  
いて準用する。この場合において、第五十九條第  
二号ハ中「別記様式第五十四号の練習用備付け銃  
管理票」とあるのは、「別記様式第六十二号の練  
習用備付け銃管理票」と、同号ニ中「練習用備  
付け銃管理票」とあるのは、「練習用備付け銃管  
理票」と、第六十條中「前条第二号ハに規定す  
る練習用備付け銃管理票」とあるのは、「第七十  
三條において読み替えて準用する第五十九條第  
二号ハに規定する練習用備付け銃管理票」と、  
「同号ニに規定する練習用備付け銃管理票」と  
あるのは、「第七十三條において読み替えて準用  
する第五十九條第二号ニに規定する練習用備付  
け銃管理票」と読み替えるものとする。

**第七十三條の二** 法第九條の十一第三項の規定に  
よる指名は、帳簿を備え、年少射撃資格者に練  
習用備付け銃を使用させようとする都度、当該  
指名の日時、当該指名に係る練習射撃指導員の  
氏名並びに当該練習射撃指導員が指導を行う年  
少射撃資格者の住所、氏名及び生年月日を記載  
するとともに、当該練習射撃指導員及び当該年  
少射撃資格者に対し、これらの事項を通知して  
行うものとする。

**第七十三條の三** 前条に規定する事項が、電磁的  
方法により記録され、必要に応じ電子計算機そ  
の他の機器を用いて直ちに表示されることがで  
きるときは、当該記録をもつて同条に規定する  
当該事項が記載された帳簿に代えることができ  
る。

**第七十四條** 法第九條の十二第一項の規定による  
練習射撃場の指定の解除は、別記様式第六十三  
号の練習射撃場指定解除通知書を交付して行  
うものとする。

**第七十五條** 法第九條の十三第一項の規定により  
認定を受けようとする者は、別記様式第六十四  
号の年少射撃資格認定申請書を提出するものと  
する。

**第七十六條** 法第九條の十三第一項の内閣府令で  
定める添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 申請人の写真二枚(受けようとする認定の  
数が二以上であるときは、その数に一を加え  
た枚数)
  - 二 住民票の写し
  - 三 第十二條第一項の規定により交付を受けた  
推薦書
  - 四 申請人を監督することについての法第四條  
第一項第五号の二の規定による許可を受けた  
猟銃等射撃指導員の同意書
- 法第九條の十三第一項の規定により年少射撃  
資格の認定を受けようとする者は、次に掲げる  
書類を提示しなければならない。
- 一 第八十一條に規定する年少射撃資格講習修  
了証明書
  - 二 次条に規定する年少射撃資格認定証(現に  
年少射撃資格の認定を受けている場合に限  
る。)
  - 三 申請人を監督することとなる法第四條第一  
項第五号の二の規定による許可を受けた猟銃  
等射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し

**第七十七條** 法第九條の十三第二項の年少射撃資  
格認定証は、別記様式第六十五号のとおりとす  
る。

**第七十八條** 第三十二條の規定は、法第九條の十  
三第三項において準用する法第七條第二項の規  
定により年少射撃資格認定証の書換えを受けよ  
うとする者について準用する。この場合にお  
いて、第三十二條第一項中「別記様式第三十四号  
の銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書」と  
あるのは、「別記様式第六十六号の年少射撃資格  
認定証書換申請書」と、「住所」とあるのは「住所  
の所在地」とあり、同条第三項中「申請人が法第四條第一項第一号又は  
第四号(空気銃に係る部分に限る。)の規定  
による許可を受けた者で都道府県公安委員会」  
とあるのは「都道府県公安委員会」と読み替  
えるものとする。

**第七十九條** 法第九條の十三第三項において準用  
する法第七條第二項の規定により年少射撃資格  
認定証の再交付を受けようとする者は、別記様  
式第六十七号の年少射撃資格認定証再交付申請  
書に当該申請人の写真二枚(受けようとする再  
交付の数が二以上であるときは、その数に一を  
加えた枚数)を添えて、住所を管轄する都道  
府県公安委員会に提出するものとする。

**第八十條** 法第九條の十四第一項の年少射撃資格  
の認定のための講習会の講習を受けようとする  
者は、別記様式第六十八号の年少射撃資格講習  
受講申込書に当該申込人の写真を添えて、住所  
地を管轄する都道府県公安委員会に提出するも  
のとする。

**第八十一條** 法第九條の十四第二項の年少射撃資  
格講習修了証明書は、別記様式第六十九号のと  
おりとする。

**第八十二條** 第二十二條第一項の規定は、法第九  
條の十四第三項において準用する法第五條の三  
第三項の規定により年少射撃資格講習修了証明  
書の書換えを受けようとする者について準用す  
る。

**第二十二條第二項**の規定は、法第九條の十四  
第三項において準用する法第五條の三第三項の

規定により年少射撃資格講習修了証明書の再交付を受けようとする者について準用する。  
(クロスボウ射撃資格認定証の様式)

第八十二条の二 法第九条の十六第一項のクロスボウ射撃資格認定証は、別記様式第六十九号の二のとおりとする。

(クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請)

第八十二条の三 第二十二條第一項の規定は、法第九条の十六第二項において準用する法第五條の三第三項の規定によりクロスボウ射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。

第二十二條第二項の規定は、法第九条の十六第二項において準用する法第五條の三第三項の規定によりクロスボウ射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。

第八十二条の四 法第十条第二項第二号の二の危害予防上必要な措置が執られている場所

第八十二条の五 法第十条第二項第二号の二の危害予防上必要な措置が執られている場所として内閣府令で定めるものは、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる措置のいずれもが執られている場所とする。

(銃砲の保管の設備及び方法の基準)

第八十三条 銃砲の保管に係る法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、保管に係る銃砲が猟銃及び空気銃以外の銃砲である場合においては、その種類及び許可の用途に応じ適切な設備及び方法をもつてこれに代えることができる。

一 保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 堅固な金属製ロッカーその他これと同等程度に堅固な構造を有するものであること。

ロ 確実に施錠できる錠を備えていること。

ハ 管理上支障のない場所にあること。

ニ 容易に持ち運びができないこと。

二 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

イ 銃砲を前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。

ロ 前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

(クロスボウの保管の設備及び方法の基準)

第八十三条の二 クロスボウの保管に係る法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 金属製ロッカーその他容易に破壊することのできない構造を有するものであること。

ロ 確実に施錠できる錠を備えていること。

ハ 管理上支障のない場所にあること。

ニ 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

イ クロスボウを前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。

ロ 前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

第八十四条 令第三十三條第一項第二号ロの内閣府令で定める空気銃の数は、一丁とする。

(保管の委託を受けた銃銃、銃銃部品又は銃銃実包の保管の方法等)

第八十五条 法第十条の五第一項の規定により銃銃、銃銃部品又は銃銃実包の保管の委託を受けた者は、次に掲げるところにより、銃銃、銃銃部品又は銃銃実包を保管しなければならない。

一 安全な格納庫に収納すること。

二 銃銃、銃銃部品又は銃銃実包を収納する格納庫は、人が常に看守することができる場所に置くこと。

三 保管に関する取扱責任者を定めること。

四 帳簿を備えて、委託者の住所及び氏名、受託の年月日、出納の明細等保管の状況を記載しておくこと。

(電磁的方法による記録)

第八十六条 前条第四号に規定する事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同号に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。

(帳簿)

第八十七条 法第十条の五の二の内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。

一 実包を製造した場合、製造した実包の種類及び数量並びに製造した年月日

二 実包を譲り渡した場合、譲り渡した実包の種類及び数量、譲り渡した年月日並びに相手方の住所及び氏名

三 実包を譲り受けた場合、譲り受けた実包の種類及び数量、譲り受けた年月日並びに相手方の住所及び氏名

四 実包を交付した場合、交付した実包の種類及び数量、交付した年月日並びに相手方の住所及び氏名

五 実包を交付された場合、交付された実包の種類及び数量、交付された年月日並びに相手方の住所及び氏名

六 実包を消費した場合、消費した実包の種類及び数量並びに消費した年月日及び場所

七 実包を廃棄した場合、廃棄した実包の種類及び数量並びに廃棄した年月日

法第四條第一項第一号の規定による銃銃の所持の許可を受けた者は、指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場において実包を消費したときは、法第十条の五の二に規定する帳簿に当該実包の数量を疎明する書面を添付しなければならない。

(立入検査)

第八十八条 法第十条の六第二項の規定による立入検査は、四十八時間以前にその旨を関係者に通告し、かつ、日出から日没までの時間内である場合に行うものとする。ただし、関係者の承諾を得た場合又は銃銃の保管に関する危害予防上特に必要がある場合は、この限りでない。

(消音器)

第八十九条 令第三十四條第一号の内閣府令で定める消音器は、銃砲の発射音を減殺するために製作された器具で、消音効果のあるものとする。

(保管業の届出)

第九十条 法第十条の八第一項又は第十条の八の第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第七十号の保管業届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第七十号の保管業届出書二通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

3 第一項に規定する届出又は前項の規定による届出を受けた都道府県公安委員会は、提出され

た届出書二通のうち一通に届出を受理した旨を記載して、これを届出者に交付するものとする。

4 第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る業務を廃止した場合においては、別記様式第七十一号の保管業廃止届出書を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

(保管の委託を受けた銃銃等の保管の設備及び方法の基準)

第九十一条 法第十条の八第二項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 堅固な金属製ロッカーその他これと同等程度に堅固な構造を有するものであること。

ロ 確実に施錠できる錠を備えていること。

ハ 管理上支障のない場所にあること。

ニ 容易に持ち運びができないこと。

ホ 当該設備又はその付近に非常の際外部に通報することができる装置を備えていること。

二 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

イ 保管の委託を受けた銃銃又は空気銃を前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。

ロ 前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

ハ 責任者を定めて、別記様式第七十二号の保管受託簿に所要の事項を記載させること。

二 ハの保管受託簿は、最終の記載をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。

ホ 保管の委託を受ける場合は、保管を委託しようとする者に対し、当該保管の委託を受ける銃銃又は空気銃の所持の許可に係る許可証の提示を求め、当該保管の委託を受ける銃銃又は空気銃の所持の許可に係る許可証の交付を受けていることを確認すること。



(保管の委託を受けたクロスボウの保管の設備及び方法の基準)

第九十一条の二

法第十条の八の二第二項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。
イ 金属製ロッカーその他容易に破壊することのできない構造を有するものであること。
ロ 確実に施錠できる錠を備えていること。
ハ 管理上支障のない場所にあること。
ニ 容易に持ち運びができないこと。
ホ 当該設備又はその付近に非常の際外部に通報することができる装置を備えていること。

二 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。
イ 保管の委託を受けたクロスボウを前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。

ロ 前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。
ハ 責任者を定めて、別記様式第七十二号の保管受託簿に所要の事項を記載させること。

ニ ハの保管受託簿は、最終の記載をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。
ホ 保管の委託を受ける場合は、保管を委託しようとする者に対し、当該保管の委託を受けるクロスボウの所持の許可に係る許可証の提示を求め、当該保管の委託を受けるクロスボウの所持の許可に係る許可証の提示を受けていることを確認すること。

(電磁的方法による保存)
第九十二条 第九十一条第二号ハ又は前条第二号ハに規定する保管受託簿に記載することとされている事項が電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて第九十一条第二号ニ又は前条第二号ニに規定する保管受託簿の保存に代えることができる。

(保管業務の廃止又は停止の命令)
第九十三条 法第十条の八第三項又は第十条の八の二第三項の規定による保管業務の廃止又は停

止の命令は、別記様式第七十三号の保管業務廃止等命令書を交付して行うものとする。

(使用実績報告書)
第九十四条

法第十三条後段の規定により報告を求められた者は、別記様式第七十四号の使用実績報告書を速やかに住所を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

(照会書)
第九十五条 都道府県公安委員会は、法第十三条の二の規定による照会を書面により行うときは、別記様式第七十五号の銃砲等又は刀剣類関係事項照会書を用いるものとする。

第九十六条 法第十三条の三第一項又は第三項の規定による保管は、別記様式第七十六号の保管書を交付して行うものとする。
(保管書)
第九十七条 法第十三条の三第二項又は第四項の規定による返還は、保管書及び別記様式第四十号の受領書と引換えに行うものとする。

(確認又は許可証の提示の方法)
第九十八条 法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 譲受人又は借受人(以下「譲受人等」という。)が法第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に該当することを確認する場合
次のいずれかによる方法
イ 譲受人等に対して法第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に掲げる銃砲等又は刀剣類(以下「特定銃砲刀剣類等」という。)を、譲受人等又はその使用人に直接交付することにより譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該譲受人等が銃砲等若しくは刀剣類の管理に係る職務を行う国若しくは地方公共団体の職員であること

を証明する書類、当該譲受人等に係る教習射撃場指定書若しくは練習射撃場指定書、当該譲受人等が武器等製造法の銃砲等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人等に係る銃砲刀剣類製造等届出書(以下「証明書類」と総称する。)(使用人である場合にあつては、当該証明書類及び

当該譲受人等の使用人であることを証明する書類)の提示を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受ける方法
ロ 譲受人等に対して貨物自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項の一般貨物自動車運送事業者又は同条第三項の特定貨物自動車運送事業者を利用する者)により特定銃砲刀剣類等を譲り渡し、又は貸し付ける場合(ハ)に掲げる場合を除く。)にあつては、当該利用の前に証明書類の提示又はその写しの送付を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類等の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類(使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類)により確認させる方法

は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該銃砲等又は刀剣類に係る許可証の提示又は送付を受け、及び当該貨物自動車運送事業者に当該銃砲等又は刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等であることを道路交通法第九十二条第一項に規定する運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書、旅券(出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券をいう。)その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、譲受人等が本人であることを確認するに足りるものにより確認させる方法

ハ 譲受人等に対してイ又はロの方法により譲渡し又は貸し付けを行った日から三年を経過する前に、当該譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより当該譲渡し又は貸し付けと同一の証明書類に係る特定銃砲刀剣類等を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該証明書類の内容に変更がない旨及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類等の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類(使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類)により確認させる方法

イ 譲受人等に対して銃砲等又は刀剣類を直接譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該銃砲等又は刀剣類に係る許可証の提示を受け、及び当該譲受人等から法第七条第一項の許可証の提示を受ける場合
次のいずれかによる方法
イ 譲受人等に対して銃砲等又は刀剣類を直接譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該銃砲等又は刀剣類に係る許可証の提示を受け、及び当該譲受人等から法第七条第一項の許可証の提示を受ける方法
ロ 譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより銃砲等又

は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該銃砲等又は刀剣類に係る許可証の提示又は送付を受け、及び当該貨物自動車運送事業者に当該銃砲等又は刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等であることを道路交通法第九十二条第一項に規定する運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書、旅券(出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券をいう。)その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、譲受人等が本人であることを確認するに足りるものにより確認させる方法

(人を傷害し得る弾丸の運動エネルギーの値)
第九十九条 弾丸の運動エネルギーにつき法第二十一条の三第一項の内閣府令で定める値は、弾丸を発射する方向に垂直な当該弾丸の断面であつて当該弾丸の前端からの距離が〇・三センチメートル以内のものに係る面積のうち最大のものに三・五を乗じた値とする。

(準空銃製造業等の届出の手続)
第一百条 法第二十一条の三第一項第四号の規定により、都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第七十七号の準空銃製造等届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第七十七号の準空銃製造等届出書二通に、当該変更事項を朱書きして事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

第一項に規定する届出又は前項の規定による届出を受けた都道府県公安委員会は、提出された届出書二通のうち一通に届出を受理した旨を記載して、これを届出者に交付するものとする。

第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る事業を廃止した場合においては、同項の

第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る事業を廃止した場合においては、同項の

第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る事業を廃止した場合においては、同項の

第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る事業を廃止した場合においては、同項の

規定により届出をした都道府県公安委員会にその旨を届け出なければならない。

(刃体の長さの測定の方法)

第二百一条 法第二十二條の内閣府令で定める刃体の長さの測定の方法は、刃物の切先(切先がない刃物又は切先が明らかでない刃物にあつては、刃体の先端。以下この条において同じ。)と柄部における切先に最も近い点とを結ぶ直線の長さを計ることとする。

2 次の各号のいずれかに該当する刃物については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める方法により計ることとする。

一 刃体と柄部との区分が明らかでない切出し、日本かみそり、握りばさみ等の刃物、刃物の両端を結ぶ直線の長さを計り、その長さから八センチメートルを差し引く。

二 ねじがあるはさみ、切先とねじの中心とを結ぶ直線の長さを計る。

3 刃体の両端に柄がついている等のため前二項に規定する測定の方法により計つた刃物にあつては、前二項の規定にかかわらず、刃先の両端を結ぶ直線の長さを計ることとする。

4 刃先の両端を結ぶ直線の長さが第一項又は第二項に規定する測定の方法により計つた刃体の長さより長い刃物にあつては、第一項又は第二項の規定にかかわらず、刃先の両端を結ぶ直線の長さを計ることとする。

(模造拳銃)

第二百二條 法第二十二條の二第一項の模造拳銃について内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる措置を施していないものとする。

一 銃腔に相当する部分を金属で完全に閉塞すること。

二 表面(銃把に相当する部分の表面を除く。)の全体を白色又は黄色とすること。

2 法第二十二條の二第二項ただし書の規定により、都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第七十八号の模造拳銃製造等届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

3 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第七十八号の模造拳銃製造等届出書二通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

4 第二項に規定する届出又は前項の規定による届出を受けた都道府県公安委員会は、提出され

た届出書二通のうち一通に届出を受理した旨を記載して、これを届出者に交付するものとする。

5 第二項に規定する届出をした者は、その届出に係る事業を廃止した場合においては同項の規定により届出をした都道府県公安委員会にその旨を届け出なければならない。

(模造銃器に該当しない物)

第二百三條 法第二十二條の三第一項の銃砲に改造することが著しく困難なものとして内閣府令で定めるものは、銃身、機関部、引き金、撃鉄、撃針(回転弾倉式拳銃の撃針に限る)、回転弾倉、尾筒、スライド及び遊底に相当する部分、プリネル硬さ試験方法(日本産業規格Z二二四三)により測定した硬さがHB(10/500)九十一以下の金属で作られているもので、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる構造等のいずれかに該当するものとする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、法第二十二條の三第二項の規定において準用する法第二十二條の二第一項ただし書の規定による届出について準用する。この場合において、前条第二項及び第三項中「別記様式第七十八号の模造拳銃製造等届出書」とあるのは、「別記様式第七十九号の模造銃器製造等届出書」と読み替えるものとする。

(模造刀剣類)

第二百四條 法第二十二條の四の模造刀剣類について内閣府令で定めるものは、刀、剣、やり、なぎなた若しくはあいくちに著しく類似する形態を有するもの又は飛出しナイフに著しく類似する形態及び構造を有するものとする。

(銃砲刀剣類等一時保管書の交付等)

第二百五條 警察官は、法第二十四條の二第二項の規定により銃砲刀剣類等を一時保管した場合において、当該銃砲刀剣類等を提出した者に別記様式第八十号の銃砲刀剣類等一時保管書を交付するものとする。

2 法第二十四條の二第五項の規定による一時保管に係る銃砲刀剣類等の引継ぎは、別記様式第八十一号の一時保管銃砲刀剣類等引継書によつて行うものとする。

(一時保管した銃砲刀剣類等の返還)

第二百六條 法第二十四條の二第六項の規定による一時保管に係る銃砲刀剣類等の返還は、銃砲刀剣類等一時保管書及び別記様式第四十号の受領書と引換えに行うものとする。

(一時保管した銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない場合の通知)

第二百七條 法第二十四條の二第七項の規定により銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない場合は、その旨を当該銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を提出した者に通知するものとする。

(一時保管した銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を売却した代金の交付)

第二百八條 第四十一條の規定は、法第二十四條の二第八項において準用する法第八條第九項の規定により売却した代金の交付について準用する。この場合において、第四十一條中「仮領置書」とあるのは、「銃砲刀剣類等一時保管書」と読み替えるものとする。

(公告事項等)

第二百九條 法第二十四條の二第九項の内閣府令で定める事項は、同条第二項の規定により一時保管をした日時、場所及び物件並びに当該物件の提出者の住所及び氏名とする。

2 法第二十四條の二第九項に規定する公告は、前項に規定する事項を、同条第二項の規定により一時保管をした場所を管轄する警察署の掲示場に掲示して行なうものとする。

3 前項の公告は、掲示を始めた日から起算して十四日間行なうものとする。

(仮領置した銃砲等又は刀剣類の引継)

第二百十條 法第二十五條第二項の規定による仮領置した銃砲等又は刀剣類の引継は、別記様式第八十二号の仮領置銃砲等又は刀剣類引継書によつて行うものとする。

(引渡書)

第二百十一條 法第二十五條第三項第二号に該当する旨の申出があつた場合においては、別記様式第八十三号の申出受理簿に申し出た者の住所地その他必要な事項を録簿し、あらかじめ当該申し出た者の住所地を管轄する警察署長に通報した後、別記様式第八十四号の引渡書を交付するものとする。

(法第二十五條第五項の期間の延長の承認)

第二百十二條 法第二十五條第五項の期間の延長の承認を受けようとする者は、別記様式第八十五号の期間延長承認申請書を当該銃砲等又は刀剣類を保管する警察署長に提出するものとする。

(銃砲等又は刀剣類の提出命令)

第二百十三條 法第二十七條第一項の規定により銃砲等又は刀剣類の提出を命ずる場合において

は、別記様式第八十六号の提出命令書を交付して行うものとする。

(提出を命じた銃砲等又は刀剣類を売却した代金の交付)

第二百十四條 第四十一條の規定は、法第二十七條第三項において準用する法第八條第九項の規定により売却した代金の交付について準用する。この場合において、第四十一條中「仮領置書」とあるのは、「提出命令書」と読み替えるものとする。

(記録票等)

第二百十五條 法第二十八條第一項に規定する記録票には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 銃砲、銃砲の種類、名称、型、番号、口径及び銃身の長さ並びに被貸与者の氏名及び職名

二 クロスボウ、クロスボウである旨、名称、型、番号、全長及び全幅並びに被貸与者の氏名及び職名

2 法第二十八條の規定による銃砲等の管理責任者は、十二月末日においてその管理する銃砲等の種別、名称、型及び番号を別記様式第八十七号により、翌年一月末日までに国家公安委員会に通知しなければならない。

(電磁的方法による記録票の作成等)

第二百十六條 前条第一項に規定する記録票は、電磁的方法により記録することにより作成し、当該記録に係る記録媒体により保存することができる。

2 前条第二項に規定する通知は、電磁的方法による記録に係る記録媒体を送付することによつて行うことができる。

(台帳の整理)

第二百十七條 都道府県公安委員会は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ台帳に登載し、異動のあるごとに整理しなければならない。

一 法第三條第一項第十一号から第十五号まで、第二項若しくは第三項、第十條の八第一項、第十條の八の二第一項、第二十一條の三第一項第四号、第二十二條の二第一項又は第二十二條の三第二項の規定により届出を受けた場合

二 法第五條の三第二項、第五條の三の二第二項、第五條の四第二項、第五條の五第二項、第七條第一項、第九條の五第二項、第九條の

十第二項、第九条の十三第二項、第九条の十四第二項又は第九条の十六第一項の規定により講習修了証明書、合格証明書、技能講習修了証明書、許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証、年少射撃資格講習修了証明書又はクロスボウ射撃資格認定証を交付した場合

三 法第七条の三第二項の規定により許可の更新をした場合

四 法第九条の二第一項、第九条の三第一項、第九条の三の二第一項、第九条の四第一項又は第九条の九第一項の規定により指定射撃場、猟銃等射撃指導員、クロスボウ射撃指導員、教習射撃場又は練習射撃場を指定した場合

（電磁的方法による保存等に係る基準）

第百十八条 第十三条（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）、第四十八条、第六十条（第七十三条において準用する場合を含む。）、第七十三条の三、第八十六条又は第九十二条の規定による記録又は保存をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

1 この府令は、法の施行の日（昭和三十三年四月一日）から施行する。

2 銃砲刀剣類等所持取締法施行規則（昭和二十五年総理府令第四十五号）は、廃止する。

附則（昭和三十七年九月七日総理府令第四十五号）抄

1 この府令は、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第七十二号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

附則（昭和四〇年六月一五日総理府令第三〇号）

この府令は、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第四十七号）の施行の日（昭和四十年七月十五日）から施行する。

附則（昭和四一年九月七日総理府令第四五号）

1 この府令は、昭和四十二年一月一日から施行する。

2 この府令施行の際許可を受けている者の現に有する許可証の様式については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下「改正府令」という。）別記様式第九号及び第十号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

3 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第八十号）附則第五項の規定による更新を受けようとする者は、改正府令第十一条の二第一項の規定によるほか、改正府令第四号第四項第一号二に掲げる書類を提示しなければならない。

附則（昭和四一年二月一五日総理府令第五六号）

この府令は、昭和四十二年一月一日から施行する。

附則（昭和四十二年一月八日総理府令第五一〇号）

1 この府令は、住民基本台帳法の施行の日（昭和四十二年十一月十日）から施行する。

2 この府令の施行前に改正前の関係総理府令の規定に基づき旧住民登録法の規定による住民票の謄本又は抄本を添付して行なつた申請又は届出は、改正後の関係総理府令の規定に基づき住民基本台帳法の規定による住民票の写しを添付して行なわれたものとみなす。

3 この府令の施行の際現に旧住民登録法の規定により交付されている住民票の謄本又は抄本は、改正後の関係総理府令の規定により申請書又は届出書に添付すべき住民基本台帳法の規定による住民票の写しに替へることができる。

附則（昭和四五年六月一六日総理府令第二三三号）

この府令は、公布の日から施行する。

1 この府令の施行の際現に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定により空気散弾銃の所持の許可を受けている者が所持する当該空気散弾銃に関する銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第六条の二第二項第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四六年四月二二日総理府令第二五五号）抄

1 この府令は、昭和四十六年五月二十日から施行する。ただし、第十七条の次に第十七条の二を加える改正規定は、昭和四十六年十月二十日から施行する。

3 この府令施行の際許可を受けている者の現に有する証明書及び許可証の様式については、改正府令別記様式第一号の三並びに第十号の二及び第十号の三の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附則（昭和五〇年三月三一日総理府令第一六号）

この府令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則（昭和五二年九月一〇日総理府令第四〇号）

この府令は、昭和五十二年十二月一日から施行する。

附則（昭和五三年八月二三日総理府令第三六六号）抄

（施行期日）

1 この府令は、昭和五十三年九月一日から施行する。ただし、第四条第一項及び第三項の改正規定、同条第三項の次に二項を加える改正規定（法第五条の五第一項の規定による猟銃の所持の許可に係る部分に限る。）、第五条第一項から第三項までの改正規定（法第五条の五第四項の規定による推薦に係る部分に限る。）、第六条第一項の改正規定、第六条の二の改正規定、第六条の六の次に三条を加える改正規定、第八条の改正規定（法第五条の五第一項の規定による許可に係る部分に限る。）、第十条の改正規定、第十一条の改正規定、第十一条の次に二の次に七条を加える改正規定（第十一条の十から第十一条の十九までに係る部分に限る。）、別表を別表第二とし、附則の次に一表を加える改正規定（法第五条の五第一項の規定による許可に係る部分、合格証明書又は教習修了証明書に係る部分及びやむを得ない事情を明らかにした書類に係る部分に限る。）、別記様式第七号の四の次に三様式を加える改正規定、別記様式第十号の二を第十号の四とし、同様式の前に一様式を加える改正規定（別記様式第十号の三に係る部分に限る。）、別記様式第十二号の二の次に十七様式を加える改正規定（別記様式第十二号の八から第十二号の十五までに係る部分に限る。）並びに附則第四項の規定（第十二条第三号中「第四号」の下に、「第五条の五」を加える部分に限る。）は、昭和五十三年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 昭和五十六年十一月三十日までの間は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十一条の十一第一号中「猟銃に係る射撃の指導を二年以上継続して行つていない者であること」とあるのは、「猟銃に係る射撃の指導を二年以上継続して行つていない者又は法第四条第一項第一号の許可を受けて猟銃を所持している期間が通算して五年以上である者であること」とする。

3 この府令の施行前に交付された銃砲刀剣類所持等取締法第七条第一項の規定による同法第四条第一項第一号から第五号までの許可に係る許可証の様式については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第九号及び第十号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附則（昭和五五年六月二二日総理府令第二五五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五五年一月一四日総理府令第五六六号）

この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十五年十一月二十一日）から施行する。

附則（平成元年七月三日総理府令第四三三号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年一月二七日総理府令第五五五号）

この府令は、自然環境保全法等の一部を改正する法律（平成二年法律第二十六号）の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。

附則（平成三年一月二九日総理府令第四二二号）

（施行期日）

1 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十二号）の施行の日（平成四年三月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に交付された使用人届出済証明書、講習修了証明書、技能検定合格証明書、許可証及び仮領置書は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第三号、第七号の四、第七号の七、第九号、第十号、第十号の二及び第十二号の三の二の様式にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下この項において「旧規則」という。）第十一条の二十第二号の規定により記載がなされた同号の備付け銃出納簿については、旧規則第十一条の二十第二号（二に係る部分に限る。）の規定は、なお効力を有する。

附則（平成五年六月一五日総理府令第三三三号）

（昭和五十六年十一月三十日までの間は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十一条の十一第一号中「猟銃に係る射撃の指導を二年以上継続して行つていない者であること」とあるのは、「猟銃に係る射撃の指導を二年以上継続して行つていない者又は法第四条第一項第一号の許可を受けて猟銃を所持している期間が通算して五年以上である者であること」とする。）

3 この府令の施行前に交付された銃砲刀剣類所持等取締法第七条第一項の規定による同法第四条第一項第一号から第五号までの許可に係る許可証の様式については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第九号及び第十号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附則（昭和五五年六月二二日総理府令第二五五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五五年一月一四日総理府令第五六六号）

この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十五年十一月二十一日）から施行する。

附則（平成元年七月三日総理府令第四三三号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年一月二七日総理府令第五五五号）

この府令は、自然環境保全法等の一部を改正する法律（平成二年法律第二十六号）の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。

附則（平成三年一月二九日総理府令第四二二号）

（施行期日）

1 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十二号）の施行の日（平成四年三月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に交付された使用人届出済証明書、講習修了証明書、技能検定合格証明書、許可証及び仮領置書は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第三号、第七号の四、第七号の七、第九号、第十号、第十号の二及び第十二号の三の二の様式にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下この項において「旧規則」という。）第十一条の二十第二号の規定により記載がなされた同号の備付け銃出納簿については、旧規則第十一条の二十第二号（二に係る部分に限る。）の規定は、なお効力を有する。

附則（平成五年六月一五日総理府令第三三三号）

許可を受けて猟銃を所持している期間が通算して五年以上である者であること」とする。

3 この府令の施行前に交付された銃砲刀剣類所持等取締法第七条第一項の規定による同法第四条第一項第一号から第五号までの許可に係る許可証の様式については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第九号及び第十号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附則（昭和五五年六月二二日総理府令第二五五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五五年一月一四日総理府令第五六六号）

この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十五年十一月二十一日）から施行する。

附則（平成元年七月三日総理府令第四三三号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年一月二七日総理府令第五五五号）

この府令は、自然環境保全法等の一部を改正する法律（平成二年法律第二十六号）の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。

附則（平成三年一月二九日総理府令第四二二号）

（施行期日）

1 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十二号）の施行の日（平成四年三月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に交付された使用人届出済証明書、講習修了証明書、技能検定合格証明書、許可証及び仮領置書は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第三号、第七号の四、第七号の七、第九号、第十号、第十号の二及び第十二号の三の二の様式にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下この項において「旧規則」という。）第十一条の二十第二号の規定により記載がなされた同号の備付け銃出納簿については、旧規則第十一条の二十第二号（二に係る部分に限る。）の規定は、なお効力を有する。

附則（平成五年六月一五日総理府令第三三三号）

この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

附則（平成六年三月四日総理府令第九号）抄

1 この府令は、平成六年四月一日から施行する。

2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、遺失物法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する総理府令、指定射撃場の指定に関する総理府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令及び警備業法施行規則に規定する様式による書面については、当分の間、それぞれ改正後のこれらの府令に規定する様式による書面とみなす。

附則（平成七年五月二三日総理府令第二十九号）

この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成七年法律第八十九号）の施行の日（平成七年六月十二日）から施行する。

附則（平成一〇年三月三〇日総理府令第五号）抄

1 この府令は、平成十年四月一日から施行する。

2 この府令の施行前に交付された銃砲刀剣類所持等取締法第七条第一項の規定による同法第四条第一項第一号の許可に係る許可証の様式については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第九号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一〇年七月二九日総理府令第五〇号）

1 この府令は、平成十年八月一日から施行する。

2 教習用備付け銃管理票及び練習用備付け銃管理票の様式については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第十二号の十六及び第十二号の十九の七の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則（平成一一年一月一日総理府令第二号）

（施行期日）  
1 この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する総理府令、指定射撃場の指定に関する総理府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令、核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令、警備業法施行規則及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令に規定する様式による書面については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する総理府令、指定射撃場の指定に関する総理府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令、核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令、警備業法施行規則及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することに代えて、署名することができる。

附則（平成一二年三月三〇日総理府令第二十九号）

この府令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

附則（平成一二年八月一日総理府令第八十九号）抄

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一四年一月七日内閣府令第六九号）

1 この府令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日（平成十四年十一月十四日）から施行する。

（経過措置）  
2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第七号の六に規定する様式については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第七号の六に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（平成一五年四月三日内閣府令第三八号）

（施行期日）  
1 この府令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行の日（平成十五年四月十六日）から施行する。

（経過措置）  
2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式による書面については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（平成一七年六月二九日内閣府令第七九号）

この府令は、介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成一八年一月二五日内閣府令第一号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年三月三一日内閣府令第三四号）

この府令は、介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第一条本文の規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一八年八月一日内閣府令第七六号）

（施行期日）  
1 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十一号）の施行の日（平成十八年八月二十一日）から施行する。

（経過措置）  
2 この府令の施行前に交付された銃砲刀剣類等一時保管書の様式については、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第十五号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二〇年八月一日内閣府令第四八号）

この府令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附則（平成二二年五月二八日内閣府令第二十九号）

この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

附則（平成二二年一月一八日内閣府令第六八号）

（施行期日）  
1 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十二月四日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）  
2 施行日から起算して二月を経過する日までの間に有効期間が満了する猟銃又は空気銃の所持の許可の更新に係るこの府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下「新府令」という。）第十六条及び第三十五条の規定の適用については、これらの規定中「一月」とあるのは、「十五日」とする。

3 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第一項の規定により年少射撃資格の認定を受けようとする者についての新府令第七十六条第一項及び第三項の規定の適用については、施行日から起算して一月を経過する日までの間は、第七十六条第一項第六号中「法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員」とあるのは、「法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員又は同項第一号の規定による許可を受けた射撃指導員であつて同項第五号の二の規定による許可を受けようとして法第四条の二第一項の規定による許可申請書を提出しているもの」と、第七十六条第三号中「法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の当該許可」とあるのは、「法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の当該許可又は同項第一号の規定による許可を受けた射撃指導員であつて同項第五号の二の規定による許可を受けようとして法第四条の二第一項の規定による許可申請書を提出しているもの」と、別記様式第六十六号中「法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員」とあるのは、「法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員又は同項第一号の規定による許可を受けた射撃指導員」とする。

による許可を受けた射撃指導員であつて同項第5号の2の規定による許可を受けようとして法第4条の2第1項の規定による許可申請書を提出しているものとする。

4 新府令第九十九条第一号口及び第二号口の規定は、施行日以後に貨物自動車運送事業者が譲渡人又は貸付人の依頼を受けて銃砲又は刀剣類の受取を行った場合について適用する。

5 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式による書面については、新府令及び改正後の猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができ

附 則 (平成二十四年六月一八日内閣府令第三十九号) 抄 (施行期日)

第一条 この府令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十四年七月九日)から施行する。

第四条 この府令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十四年九月一四日内閣府令第五十八号)

この府令は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成二十四年九月二十八日)から施行する。

附 則 (平成二十五年六月一四日内閣府令第三十八号) (施行期日)

1 この府令は、平成二十五年九月一日から施行する。

2 この府令の施行前に受けた銃砲刀剣類所持等取締法第四條の三第一項(同法第七條の三第三項)において準用する場合を含む。の検査の結果については、この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(以下「旧府令」という。)第十五條の式により算出した数値が三

十六以上である者は、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(以下「新府令」という。)第十五條の式により算出した数値が四十九未満である者とし、旧府令第十五條の式により算出した数値が三十六未満である者は、新府令第十五條の式により算出した数値が四十九以上である者とみなす。

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十六條第二項の規定により銃砲刀剣類所持等取締法第四條の三第一項(同法第七條の三第三項)において準用する場合を含む。の検査を受けたものとみなされる者から提示があつた銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十六條第二項の書類に係る道路交通法(昭和三十五年法律第五十五号)第九十七條の二第一項第三号イに規定する検査では、旧府令第十五條の式により算出した数値が三十六以上である者は、新府令第十五條の式により算出した数値が四十九未満である者とし、旧府令第十五條の式により算出した数値が三十六未満である者は、新府令第十五條の式により算出した数値が四十九以上である者とみなす。

附 則 (平成二十七年三月一八日内閣府令第九号) (施行期日) 1 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十一号)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則に規定する様式による書面については、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができ

附 則 (平成二十七年一月二七日内閣府令第六十八号) 抄 (施行期日)

1 この府令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「番号利用法整備法」という。)附則第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。

2 第一条による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第九十八條第二号口の規定の適用については、番号利用法整備法第十九條の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「旧住民基本台帳法」という。)第三十條の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カード(氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。以下この項において同じ。)は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十條の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第十七條第一項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時点までの間、個人番号カードとみなす。

附 則 (平成二十八年一月二七日内閣府令第六十三号) (施行期日)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年一月二二日内閣府令第六十四号) (施行期日)

この府令は、公布の日から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二一日内閣府令第一二号) (施行期日) 1 この府令は、令和元年七月一日から施行する。

2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する内閣府令、指定射撃場の指定に関する内閣府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令、警備業法施行規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則及び内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関する内閣府令に規定する様式による書面については、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する内閣府令、指定射撃場の指定に関する内閣府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令、警備業法施行規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則及び内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関する内閣府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができ

附 則 (令和元年九月二七日内閣府令第三三号) (施行期日)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年二月一一日内閣府令第四四号) (施行期日)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年二月二八日内閣府令第八五号) (施行期日)

この府令は、公布の日から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この府令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和三年七月二二日内閣府令第五一五号)
この府令は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和三年九月十五日)から施行する。

附則 (令和四年一月二七日内閣府令第四四号)
(施行期日)
第一条 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和四年三月十五日。第四条において「施行日」という。)から施行する。

(仮頓置に関する経過措置)
第二条 改正法附則第二条第三項において準用する改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(以下「新法」という。)第二十六条第二項の内閣府令で定める手続については、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(以下「新府令」という。)第三十八条の規定を準用する。

第三条 改正法附則第三条第五項において読み替えて準用する新法第十一条第十項の内閣府令で定める手続については、新府令第四十条の規定を準用する。
(クロスボウ射撃指導員の基準に関する経過措置)
第四条 施行日から起算して二年を経過する日までの間に新法第九条の三の二第一項の指定の申請をした者について新府令第四十二条の規定を適用する場合には、同条第三号に掲げる基準については、同号の規定にかかわらず、クロスボウを二年以上継続して所持しており、かつ、新法第四条第一項第一号又は第五号の三の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者であることとする。

第五条 改正法附則第二条第三項において準用する新法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、錠を備えている居室その他の設備において確実に施錠し、かつ、クロスボウに覆いをかぶせるなど管理上支障のないようにして保管することとする。
第六条 改正法附則第三条第一項の規定により新法第四条の許可を受けたものとみなされる特定クロスボウ所持者が所持する特定クロスボウの保管に係る新法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、新府令第八十三条の二の規定にかかわらず、錠を備えている居室その他の設備において確実に施錠し、かつ、クロスボウに覆いをかぶせるなど管理上支障のないようにして保管することとする。

第七条 改正法附則第二条第三項において読み替えて準用する新法第二十一条の二第二項の内閣府令で定める方法については、新府令第九十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中、「第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に該当」とあるのは「若しくは第十四号又は特定クロスボウについて輸出若しくは廃棄の取扱いを委託された者に該当」と、同号イ中「法第三条第一項第二十二号又は第十四号に掲げる銃砲等又は刀剣類(以下「特定銃砲刀剣類等」という。）」とあるのは「特定クロスボウ」と、「銃砲等若しくは刀剣類」とあるのは「クロスボウ」と、「教習射撃場指定書若しくは練習射撃場指定書、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人に係る銃砲刀剣類製造等届出書又は当該譲受人が特定クロスボウの輸出若しくは廃棄の取扱いを委託された者であることを証明する書類」と、「特定銃砲刀剣類等」とあるのは「特定クロスボウ」と、「特定銃砲刀剣類等」とあるのは「特定クロスボウ」と、同号ロ中「特定銃砲刀剣類等」とあるのは「特定クロスボウ」と、同号ハ中「三年を経過する日」とあるのは「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十九号)の施行の日から起算して六月を経過する日までの間」と、「特定銃砲刀剣類等」とあるのは「特定クロスボウ」と、同条第二号中「銃砲等又は刀剣類」とあるのは「特定クロスボウ」と読み替えるものとする。

第八条 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則に規定する様式による書面(様式)に関する経過措置

ついては、新府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができるとする。
附則 (令和四年一月二八日内閣府令第五一五号)
(施行期日)
1 この府令は、令和四年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 この府令の施行の際現に銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十二条第三項又は第十三条(これらの規定をこの府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(以下この項及び次項において「旧府令」という。)第四十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する帳簿又は記録を保存している銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令(以下この項において「改正令」という。)による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十一、第十二、第十三条第二項若しくは第二十八条第二項第一号に規定する日本スポーツ協会の加盟地方団体又は旧府令第四十二条第一項第一号に規定する公益財団法人日本スポーツ協会の加盟地方団体は、速やかにその帳簿又は記録を、改正令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十一、第十二、第十三条第二項若しくは第二十八条第二項に規定する日本スポーツ協会又はこの府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(次項において「新府令」という。)第四十二条第一項第一号に規定する公益財団法人日本スポーツ協会に引き渡さなければならない。

3 この府令の施行の際現に旧府令第四十二条第一項第一号に規定する公益財団法人日本スポーツ協会の加盟地方団体から同号の規定による推薦をされている者は、新府令第四十二条第一項第一号に規定する公益財団法人日本スポーツ協会から同号の規定による推薦をされた者とする。

附則 (令和四年四月一四日内閣府令第三四号)
(施行期日)
1 この府令は、令和四年五月十三日から施行する。

2 道路交通法の一部を改正する法律(令和二年法律第四十二号。以下この項において「改正法」という。)

法(以下「旧法」という。)による改正前の道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十七条の二第一項第三号イに規定する検査は、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(次項において「新府令」という。)第十六条第二項の規定の適用については、改正法による改正後の同号イに規定する認知機能検査等とみなす。
3 銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第一項(同法第七条の三第三項において準用する場合を含む。)の検査(前項の規定によりみなして適用される新府令第十六条第二項の規定により受けたものとみなされるものを含む。)であつてこの府令の施行前に受けたものの結果については、この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(以下この項において「旧府令」という。)第十五条の式により算出した数値が四十九以上である者は、新府令第十五条の式により算出した数値が三十六以上である者とし、旧府令第十五条の式により算出した数値が四十九未満である者は、新府令第十五条の式により算出した数値が三十六未満である者とし、みなす。

別表第一(第十一条関係)
申請書に申付た講習修了証明書は、講習修了証明書に「講習修了」と記載し、講習修了の日の明記を要する。
講習修了証明書は、講習修了の日の明記を要する。
講習修了証明書は、講習修了の日の明記を要する。

Table with 4 columns: 法イ, 法(1), 法, 法. Rows include items like '銃砲刀剣類所持等取締法' and '銃砲刀剣類所持等取締法施行規則'.

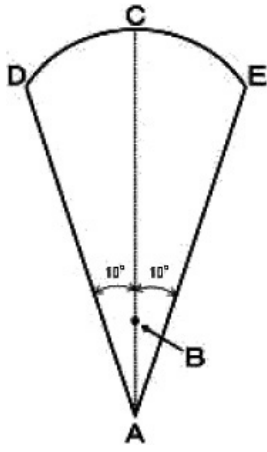






別表第三(第三百三条関係)

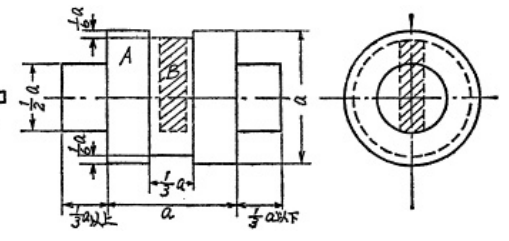
区分  
 回転弾銃身に相当する部分  
 倉式拳銃分と機関部に相  
 銃に類当する部分とが一  
 似する部分とが一寸構  
 造、材質及び大ききの金  
 属(以下



A	射撃をする者の位置
B	標的の中心
AC	使用する矢の最大到達距離
弧DE	Aを中心とし、ACを半径とする弧
扇形ADE	危険区域

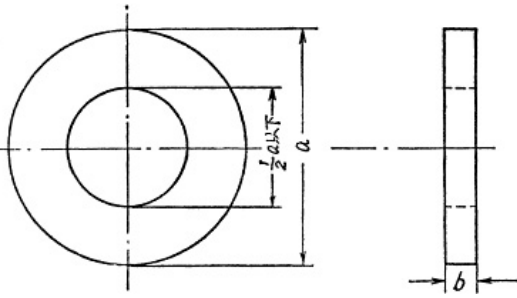
	有るもの	形を有するもの	物有るもの	自動装銃身に相当する部 銃に類する部分とが一体 として製造されているもの	自動装銃身に相当する部 銃に類する部分とが一体 として製造されているもの
銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの
銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの
銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの

別図1	銃身、機関部及銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身、機関部及銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身、機関部及銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身、機関部及銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身、機関部及銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの
別図2	銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの	銃身に相当する部分 の直径が三センチメ ートル以下のもの

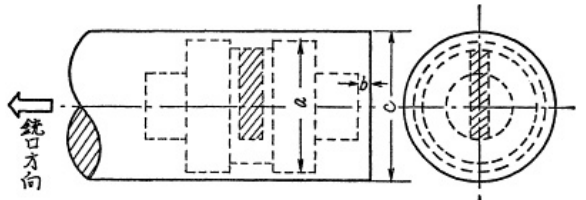


- 1 Aは、ロツクウエル硬さ試験方法(日本産業規格Z2245)により測定した硬さが $H_R 60$ 以上の鋼材
- 2 Bは、超硬合金(日本産業規格H5501)とし、直径 $1/6a$ 以上、長さ $2/3a$ 以上の円柱状のもの
- 3 Bは、直径 $1/2a$ 以上の球状の超硬合金に替えることができる。

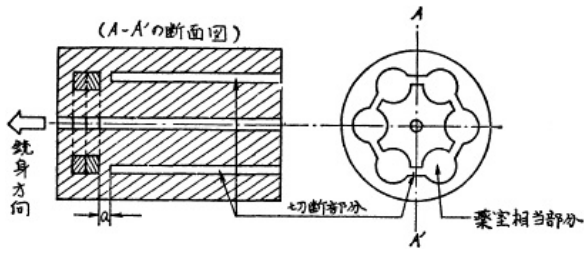
- 1 材質は、ロツクウエル硬さ試験方法（日本産業規格Z2245）により測定した硬さが $H_{RC}$ 60以上の鋼材  
2 aは、各葉室の中心点を通る円の直径以上



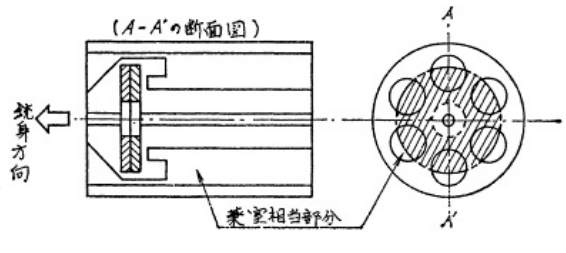
- 別図3  
1 cは、銃身に相当する部分の基部の外径  
2 cとaの差は、3mm以下  
3 bは、5mm以下



- 別図6  
1 切断部分の幅は、2mm以上  
2 aは、5mm以下

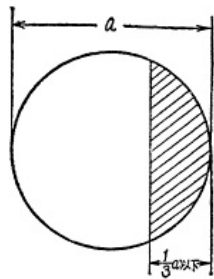


- 別図5  
斜線部分は、鋼材

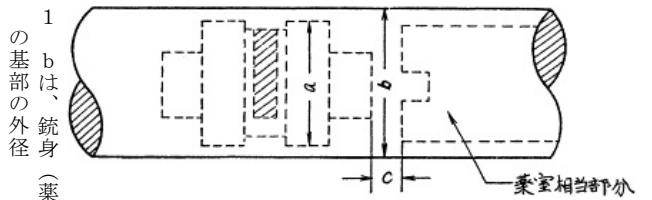


- 別図4  
3 bは、2.5mm以上

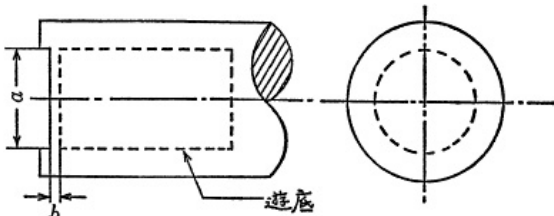
- 別図8  
1 aは、包底面の直径  
2 撃針に相当する部分は、その先端が斜線部分の範囲内に位置するように取り付けられていること。



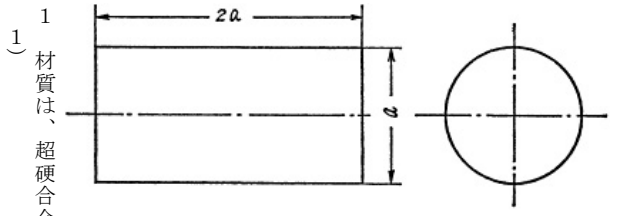
- 別図7  
1 bは、銃身（葉室を除く。）に相当する部分の基部の外径  
2 bとaの差は、3mm以下  
3 cは、5mm以下



- 別図9  
1 材質は、超硬合金（日本産業規格H5550）  
2 aは、包底面の直径



- 別図9  
1 材質は、超硬合金（日本産業規格H5550）  
2 aは、包底面の直径



別記様式  
第1号(第4条関係)  
被 験 者 姓 名 等 出 発 書  
施設労働関係等監視記録簿記載事項  
記載により、  
の  
を要するところをお知らせします。  
年 月 日  
公営委員会  
届出 住 居  
氏 名

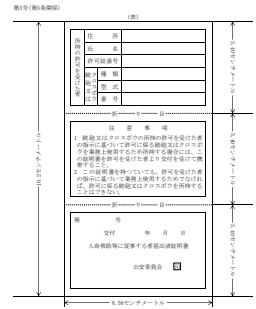
正社労働者の数、 正社員の内数	
労働者の数、労働者 の内数、パート 労働者の数、パート 労働者の内数	
労働者として採用した 労働者の数、パート労働 者として採用した労働 者の数	
労働者として採用した 労働者のうち外国人労働 者の数	
労働者として採用した 労働者のうち外国人労働 者のうち特定技能労働 者の数	
労働者として採用した 労働者のうち外国人労働 者のうち特定技能労働 者のうち高技能労働者 の数	

- 備考 1 雇用の関係及び氏名は、届出人が届出の時点から、その届出人の正社員  
労働者の内数、パート労働者の内数を記載する。また、パート労働者の内数にあっては、その内数の内数、正社員労働者の内数及び外国人労働者の内数を記載する。
- 1 正社労働者の数、労働者の数、パート労働者の数、パート労働者の内数にあっては、届出人が届出の時点から、その届出人の正社員労働者の内数、労働者の内数、パート労働者の内数、パート労働者の内数を記載する。
  - 2 正社労働者の数、労働者の数、パート労働者の数、パート労働者の内数にあっては、届出人が届出の時点から、その届出人の正社員労働者の内数、労働者の内数、パート労働者の内数、パート労働者の内数を記載する。
  - 3 労働者の内数、パート労働者の数にあっては、労働者の内数に、労働者の内数に、労働者の内数に、労働者の内数を記載する。
  - 4 外国人労働者の数にあっては、外国人労働者の数に、外国人労働者の数に、外国人労働者の数を記載する。
  - 5 外国人労働者の数にあっては、外国人労働者の数に、外国人労働者の数を記載する。
  - 6 外国人労働者の数に、日本労働者数と記載する。

別記様式  
第2号(第5条関係)  
人 命 救 済 事 業 行 事 記 録 簿  
施設労働関係等監視記録簿記載事項  
記載により、  
の  
を要するところをお知らせします。  
年 月 日  
公営委員会  
届出 住 居  
氏 名  
電話番号

項 目	内 容
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	
救済の目的	

- 備考 1 届出人が届出及び記録簿には、届出人が届出の時点から、その届出人の正社員  
労働者の内数、パート労働者の内数を記載する。また、パート労働者の内数にあっては、その内数の内数、正社員労働者の内数、労働者の内数、パート労働者の内数、パート労働者の内数を記載する。
- 1 届出人が届出及び記録簿には、届出人が届出の時点から、その届出人の正社員労働者の内数、労働者の内数、パート労働者の内数、パート労働者の内数を記載する。
  - 2 届出人が届出及び記録簿には、届出人が届出の時点から、その届出人の正社員労働者の内数、労働者の内数、パート労働者の内数、パート労働者の内数を記載する。
  - 3 クロスワークに係る経路の場合は、経路にはクロスワークを記載し、型式には  
片手又は両手持の両方が記載あり又は片手持の両方を記載する。
  - 4 届出人が届出及び記録簿には、届出人が届出の時点から、その届出人の正社員労働者の内数、労働者の内数、パート労働者の内数、パート労働者の内数を記載する。
  - 5 労働者の内数に、労働者の内数に、労働者の内数に、労働者の内数を記載する。
  - 6 労働者の内数に、労働者の内数に、労働者の内数に、労働者の内数を記載する。
  - 7 外国人労働者の数に、外国人労働者の数に、外国人労働者の数を記載する。
  - 8 外国人労働者の数に、日本労働者数と記載する。









別紙 (表)

<input type="checkbox"/> 譲渡等承諾書の上取り			
形式 種別 種類	式	形式の名称	
	種別	形式の名称	コンピュータ
別紙4条第1項に規定する用途 第1号 <input type="checkbox"/> 付属 <input type="checkbox"/> 有価証券担保 <input type="checkbox"/> 権利担保 第2号 <input type="checkbox"/> 動産担保 <input type="checkbox"/> 債権 第3号 <input type="checkbox"/> その他の債権の用途 ( ) 第4号 <input type="checkbox"/> 担保 <input type="checkbox"/> 証券 <input type="checkbox"/> 証券 <input type="checkbox"/> 別紙5条第1項に規定する用途			
<input type="checkbox"/> 譲渡等承諾書の上取り			
住所			
電話番号			

- (備考)
1. 所定の書式を含めると同様の形式に作成すること。
  2. 前項において「承諾書」を記載し得る場合、承諾書の作成が完了したときは、承諾書に記載された事項を記載した承諾書の上取りとなること。
  3. 承諾書の上取りは、承諾書の作成が完了したときは、承諾書の上取りとなること。
  4. 承諾書は、承諾書の上取りは承諾書の作成が完了したときは、承諾書の上取りとなること。
  5. 承諾書は、承諾書の上取りは承諾書の作成が完了したときは、承諾書の上取りとなること。
  6. 承諾書は、承諾書の上取りは承諾書の作成が完了したときは、承諾書の上取りとなること。
  7. 承諾書は、承諾書の上取りは承諾書の作成が完了したときは、承諾書の上取りとなること。
  8. 承諾書は、承諾書の上取りは承諾書の作成が完了したときは、承諾書の上取りとなること。
  9. 承諾書は、承諾書の上取りは承諾書の作成が完了したときは、承諾書の上取りとなること。
  10. 承諾書は、承諾書の上取りは承諾書の作成が完了したときは、承諾書の上取りとなること。

別紙5 (第9条関係) (印刷用) (表)

住所 電話番号 住所 電話番号 住所 電話番号 住所 電話番号 住所 電話番号	住所 電話番号 住所 電話番号 住所 電話番号 住所 電話番号 住所 電話番号
--	--

第7号 (第9条関係)

- (備考)
1. 承諾書の作成が完了したときは、承諾書の上取りとなること。
  2. 承諾書は、承諾書の上取りは承諾書の作成が完了したときは、承諾書の上取りとなること。
  3. 承諾書は、承諾書の上取りは承諾書の作成が完了したときは、承諾書の上取りとなること。
  4. 承諾書は、承諾書の上取りは承諾書の作成が完了したときは、承諾書の上取りとなること。
  5. 承諾書は、承諾書の上取りは承諾書の作成が完了したときは、承諾書の上取りとなること。
  6. 承諾書は、承諾書の上取りは承諾書の作成が完了したときは、承諾書の上取りとなること。
  7. 承諾書は、承諾書の上取りは承諾書の作成が完了したときは、承諾書の上取りとなること。
  8. 承諾書は、承諾書の上取りは承諾書の作成が完了したときは、承諾書の上取りとなること。
  9. 承諾書は、承諾書の上取りは承諾書の作成が完了したときは、承諾書の上取りとなること。

第 8 号 (第 9 条関係)

第 8 号 (第 9 条関係)
技能等取得許可変更申請書
国務大臣の指定による技能取得の技能士としての申請書

Table with fields for personal information (氏名, 性別, 生年月日), application details (技能種別, 申請書番号), and examination status (合格年度, 合格種別).

(この欄から下記は選択しないこと)

Small table with checkboxes for '取得申請書' and '通称取得申請書'.

- 備考 1. 技能士登録料は、技能取得申請書提出後に、所定の窓口にて納入してください。
2. 技能士登録料は、国が定める額に 2 倍に 50 円を加算した金額となる。
3. 技能士登録料は、国が定める額に 2 倍に 50 円を加算した金額に、技能士登録料が 500 円以上の場合は 500 円を超過する分は加算しない。
4. 技能士の登録料は、日本国政府に納入してください。

第 9 号 (第 9 条関係)

第 9 号 (第 9 条関係)
技能等取得許可変更申請書
国務大臣の指定による技能取得の技能士としての申請書

Table with fields for personal information (氏名, 性別, 生年月日), application details (技能種別, 申請書番号), and examination status (合格年度, 合格種別).

Table with fields for '技能士登録料' (Skill士Registration Fee) and '技能士登録料' (Skill士Registration Fee) with checkboxes for '現金' and '振込'.

- 備考 1. 技能士登録料は、国が定める額に 2 倍に 50 円を加算した金額となる。
2. 技能士登録料は、国が定める額に 2 倍に 50 円を加算した金額に、技能士登録料が 500 円以上の場合は 500 円を超過する分は加算しない。
3. 技能士の登録料は、日本国政府に納入してください。
4. 技能士の登録料は、国が定める額に 2 倍に 50 円を加算した金額に、技能士登録料が 500 円以上の場合は 500 円を超過する分は加算しない。
5. 技能士の登録料は、日本国政府に納入してください。







別紙

番号	申請人を監督することとなる法人の名称		
種類	指定者	種	会
氏名	氏名	氏名	氏名
住所	住所	住所	住所
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号
氏名	氏名	氏名	氏名
住所	住所	住所	住所
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号
氏名	氏名	氏名	氏名
住所	住所	住所	住所
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号

備考 1 申請人を監督することとなる法人名を指定し、指定者5名の住所記載による  
2 氏名の欄には、姓・名・名義順に記載すること。  
3 住所の欄には、〒記号を省略して記載すること。  
4 電話番号の欄には、日本郵便番号4桁とすること。

第12号（第11条、第17条関係）

第12号（第11条、第17条関係）

種類	種	種	種
氏名	氏名	氏名	氏名
住所	住所	住所	住所
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号
氏名	氏名	氏名	氏名
住所	住所	住所	住所
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号
氏名	氏名	氏名	氏名
住所	住所	住所	住所
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号

備考 1 申請人（銀行）人が行長等である場合には、申請人（銀行）人の住所、電話番号及び氏名について、申請人（銀行）人の法人の  
2 申請人（銀行）人の住所、電話番号及び氏名について、申請人（銀行）人の法人の住所、電話番号及び氏名を記載すること。  
3 住所の欄には、〒記号を省略して記載すること。  
4 電話番号の欄には、日本郵便番号4桁とすること。

第13号（第11条関係）

第13号（第11条関係）

種類	種	種	種
氏名	氏名	氏名	氏名
住所	住所	住所	住所
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号
氏名	氏名	氏名	氏名
住所	住所	住所	住所
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号
氏名	氏名	氏名	氏名
住所	住所	住所	住所
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号

備考 1 申請人（銀行）人の住所、電話番号及び氏名について、申請人（銀行）人の法人の住所、電話番号及び氏名を記載すること。  
2 申請人（銀行）人の住所、電話番号及び氏名について、申請人（銀行）人の法人の住所、電話番号及び氏名を記載すること。  
3 住所の欄には、〒記号を省略して記載すること。  
4 電話番号の欄には、日本郵便番号4桁とすること。

第14号（第11条関係）

第14号（第11条関係）

種類	種	種	種
氏名	氏名	氏名	氏名
住所	住所	住所	住所
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号
氏名	氏名	氏名	氏名
住所	住所	住所	住所
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号
氏名	氏名	氏名	氏名
住所	住所	住所	住所
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号

備考 1 申請人（銀行）人の住所、電話番号及び氏名について、申請人（銀行）人の法人の住所、電話番号及び氏名を記載すること。  
2 申請人（銀行）人の住所、電話番号及び氏名について、申請人（銀行）人の法人の住所、電話番号及び氏名を記載すること。  
3 住所の欄には、〒記号を省略して記載すること。  
4 電話番号の欄には、日本郵便番号4桁とすること。





第22号(第22号(第22条、第25条、第29条、第56条、第70条、第82条、第82条の3関係))

第22号(第22号(第22条、第25条、第29条、第56条、第70条、第82条、第82条の3関係))  
 譲渡終了届出書(再交付申請書)  
 の再交付を求めた再申請書。 年 月 日

公正委員会議

申 請 者	姓 名	
	住 居	
	ふりがな	
人	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	電話番号	

印 影 写

申出先、譲渡又は譲渡先の住所を記載すること。

住所	
支 店 番 号	
支 店 番 号	
支 店 番 号	
支 店 番 号	

備考 1 譲渡終了届出書、譲渡後自由処分所得、譲渡譲渡終了届出書に係る申請をする場合は、本欄欄には記載を要しない。  
 2 譲渡申請書は、譲渡申請決定後5年以内の期間に限り有効とする。  
 3 譲渡申請書の提出、年少特種譲渡申請書の提出後5年以内の期間に限り有効とする。  
 4 此の他、譲渡、譲渡先の住所変更を要する事項を申請する場合は併記すること。  
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第23号(第23号(第23条関係))

第23号(第23号(第23条関係)) (再交付申請書) (再交付申請書) (再交付申請書) (再交付申請書)

第 号  
 再 交 付 申 請 書  
 年 月 日

公正委員 議

本欄に「譲渡終了届出書(再交付申請書)の提出を求めた再申請書」の提出により、下記の上記の通り交付する。

在 居	
姓 名	
生 年 月 日	年 月 日
電話番号	
受 取 付 書	
受 取 付 書	
受 取 付 書	
受 取 付 書	
受 取 付 書	
受 取 付 書	
受 取 付 書	

備考 1 用紙は、再版とする。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第24号(第24号(第24条関係))

第24号(第24号(第24条関係)) (再交付申請書) (再交付申請書) (再交付申請書) (再交付申請書)

第 号  
 再 交 付 申 請 書  
 年 月 日

公正委員 議

本欄に「譲渡終了届出書(再交付申請書)の提出を求めた再申請書」の提出により、下記の上記の通り交付する。

在 居	
姓 名	
生 年 月 日	年 月 日
電話番号	
受 取 付 書	
受 取 付 書	
受 取 付 書	
受 取 付 書	
受 取 付 書	
受 取 付 書	

備考 1 用紙は、再版とする。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第25号(第25号(第25条関係))

第25号(第25号(第25条関係)) (再交付申請書) (再交付申請書) (再交付申請書) (再交付申請書)

第 号  
 再 交 付 申 請 書  
 年 月 日

公正委員 議

本欄に「譲渡終了届出書(再交付申請書)の提出を求めた再申請書」の提出により、下記の上記の通り交付する。

在 居	
姓 名	
生 年 月 日	年 月 日
電話番号	
受 取 付 書	
受 取 付 書	
受 取 付 書	
受 取 付 書	
受 取 付 書	
受 取 付 書	
受 取 付 書	

備考 1 用紙は、再版とする。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



(1項)

証 書 事 項

- 1 異議又は控訴を受理し、又は棄絶する場合に、必ずこの許可証を解除しなければならない。
- 2 異議又は控訴が、この許可証に抵触している期間に於ける場合は、他の理由がある場合でなければ受理し、又は棄絶してはならない。また、この許可証に抵触している期間に於ける場合でなければ受理してはならない。
- 3 許可証の取得要件に変更を生じた場合には、速やかに撤廃を申請しなければならない。
- 4 許可証失効し、又は取り消された場合に、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他の異議又は控訴の許可に係る事項が記載されているときは、速やかに取り消された許可に係る事項の解除を申請しなければならない。

(2項)

許可証番号 第 号  
 発 行 年 月 日  
 交 付 年 月 日

本 種			
社 名			
商 号			事 業
発 行 日	年 月 日	押 印 部 スタンプ	

国土交通省 印

(3項、5項、7項、9項、11項、13項、15項、19項、21項、23項及び26項)

発 行 日	年 月 日
許可証番号	第 号
交付年月日	年 月 日
許可証番号	第 号
種 別	年 月 日
有効期間	年が経過するまで
更新申請期間	年 月 日から 年 月 日までの間
種 別	設 備 等
基 本	鉄 の 全 長 センチメートル
添 加 等	鉄 骨 鉄 筋 センチメートル
口 (部) 類	鋼骨鉄筋 造り又は 同等と認め られる 鋼 骨 鉄 筋 (部) 類
種 類	架 設 橋
用 途	

(4項、6項、8項、10項、12項、14項、16項、18項、20項、22項及び24項)

年 月 日	年 月 日
許可証番号	第 号
有効期間	年が経過するまで
年 月 日	年 月 日
種 別	鋼 骨 鉄 筋 造り又は同等と認められる
許可の条件	年 月 日



図28

企業基本データ更新

基 年 月 日	出 発 地 名 義 事 業 所	公 定 資 本金

図29

株 券 種 別

株 券 種 別	株 券 名 義 事 業 所	株 券 種 別

- 備考 1. 業種は、業種の表、シマ-又はヒール欄とし、転写入力とする  
こと。
2. 同様に、得意とすること。
3. 業種分類欄に1項の用途の欄を併せ付付、全部の用途の欄が3  
欄になることとし、1項の用途の欄の用途の欄が兼用となるよ  
うにし、1項の用途の欄の用途の欄の用途の欄に2項の用途の欄  
にするもの。
4. 全部の用途の欄には、業種及び用途の1項の用途の欄に兼  
用に併用が記されれば可但、2項の用途の欄は、併用等に  
併用が記されれば可但併用が記されること。
5. 2項の用途の欄に併用が記されれば、併用に併用が記され、こ  
れを併用が記されること。
6. 業種、業種及び用途の欄の用途の欄は、図29の図に  
サポート系、輸入系サポート系とするもの。

図29の2 (第31条関係)

	1項 (株)	17ネワンシステム (株)	2項 (株)
サ ポ ー ト 系 支 店			サ ポ ー ト 系 支 店

第29号の2 (第31条関係)



(27番)

(記載事項変更事項)

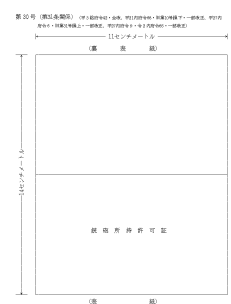
年 月 日	変 更 事 項	出 発 地 区 画 番 号

(28番)

(備 考 欄)

備 考 欄	備 考 欄	備 考 欄	備 考 欄

- 備考 1. 申請日、所在地、シブー支店及び一帯地区、発着地及び住所  
 2. 申請日、申請者住所  
 3. 申請者住所に1条の所定の申請者住所がある場合、2条の所定の申請者住所がある場合は、以下欄に申請者の住所を記載する場合は、一帯地区及び一帯地区の申請者住所の記載は必要ない。  
 4. 申請の届出内容が変更された場合、申請内容に1条の所定の申請者住所がある場合は、申請内容に変更があった旨を記載し、再度申請の上で申請内容の変更を記載する。  
 5. 一帯地区の申請内容が変更された場合は、申請内容の上、2条の所定の申請者住所を記載する。  
 6. 申請、届出後及び1条から3条までの記載の内容及び、欄に1条のシブー支店、欄に2条のシブー支店を記載する。



第30号(第31条関係)

(31番)

申請 年 月 日

受付 年 月 日

(届出 年 月 日)

申請者 氏 名

申請者 住所

申請者 電話番号

申請者 性別

申請者 年齢

申請者 職業

申請者 生年月日

申請者 年 月 日

(2)第

種 別	取 扱 号	
高 次	種 の 名 称	センサードル
種 品 名 等	取 扱 号	センサードル
口 (商) 標	登録商標 登録商標 登録商標	
特 長	特 長 説 明	

出 発 日 時 刻	出 発 地 点	出 発 車 両
出 発 日 時 刻	出 発 地 点	出 発 車 両
出 発 日 時 刻	出 発 地 点	出 発 車 両
出 発 日 時 刻	出 発 地 点	出 発 車 両
出 発 日 時 刻	出 発 地 点	出 発 車 両

(3)第

(3)第

種 別	取 扱 号	種 品 名 等	口 (商) 標	特 長

出 発 日 時 刻	出 発 地 点	出 発 車 両

(4)第

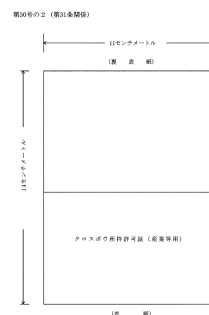
(3)第

**注 意 事 項**

1. 取扱いを要し、又は取扱いを要しないものの取扱いを要しないものとはならない。
2. 取扱い、取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。
3. 取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。
4. 取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。

**備考**

1. 取扱い、取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。
2. 取扱い、取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。
3. 取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。
4. 取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。
5. 取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。
6. 取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。
7. 取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。
8. 取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。取扱いを要しないものとはならない。



第30号の2 (第31条関係)



第 3 1 号 (関係各欄) 1. 申請書提出の年月日(申請書提出) 2. 申請書提出の年月日(申請書提出) 3. 申請書提出の年月日(申請書提出) 4. 申請書提出の年月日(申請書提出) 5. 申請書提出の年月日(申請書提出) 6. 申請書提出の年月日(申請書提出)

横 罫 紙	
刀 剣 類 携 帯 許 可 証	
横 罫 紙	

(1) 欄

第 号	
交付 年月日	年月日
(原交付 年月日)	年月日
公安委員会 印	

縦 罫 紙	年月日	印
持 有 者 氏 名	年月日	
住 居		
所 在 地		
携 帯 票 種		
氏 名		
生 年 月 日		

(2) 欄

(3) 欄

刀 剣 類	
携 帯 票	シリアル番号
携 帯 票 種 (種別)	
携 帯 票 種	
携 帯 票 種	
携 帯 票 種	
携 帯 票 種	
携 帯 票 種	
携 帯 票 種	

縦 罫 紙	年月日	縦 罫 紙	公安委員会 印
携 帯 票 種			
携 帯 票 種			
携 帯 票 種			
携 帯 票 種			
携 帯 票 種			
携 帯 票 種			

(4) 欄

(5) 欄

携 帯 票 種	年月日	携 帯 票 種	年月日	携 帯 票 種

この許可証記載の内容は変更していません。  
 年月日  
 申請書提出者 署名  
 氏名

縦 罫 紙	年月日

(6) 欄

(注1)

注意事項

1. 本規則を遵守し、又は従順する場合は、必ずこの許可証を携帯し、呈示しなければならない。
2. 本規則は、この許可証に記載されている事項に準ずるかその他の任意の事項がある場合は、これを準ずるし、又は従順しなければならない。
3. 本規則の記載事項に支障を及ぼす場合は、速やかに許可証を警察官に提出しなければならない。
4. 本規則を遵守し、又は従順しない場合は、速やかに許可証を没収しなければならない。

備考 1. 本規則は、機密の法、レジャー法及び二六条並びに、他支那の警察官の職権に準ずること。

2. 本規則は、得点となること。
3. 本規則の適用に際しては、前記の事項を斟酌し、必要の事項の記載が正確に、本規則の記載事項に適合し、かつ必要事項が記載されていることにより、本規則の適用が可能となる。
4. 本規則の適用に際しては、本規則の記載事項に適合し、かつ必要事項が記載されていることにより、本規則の適用が可能となる。
5. 本規則の適用に際しては、本規則の記載事項に適合し、かつ必要事項が記載されていることにより、本規則の適用が可能となる。
6. 本規則の適用に際しては、本規則の記載事項に適合し、かつ必要事項が記載されていることにより、本規則の適用が可能となる。
7. 本規則を遵守しない場合は、速やかに許可証を没収しなければならない。

第32号（第31条関係）

第32号（第31条関係）

姓名 (Name) 性別 (Sex) 年齢 (Age) 出生年月日 (Date of Birth) 出生地 (Place of Birth) 国籍 (Nationality) 職業 (Occupation) 住所 (Address) 電話番号 (Telephone No.)

住所 (Address) 電話番号 (Telephone No.)

姓名 (Name) 性別 (Sex) 年齢 (Age) 出生年月日 (Date of Birth) 出生地 (Place of Birth) 国籍 (Nationality) 職業 (Occupation) 住所 (Address) 電話番号 (Telephone No.)

住所 (Address) 電話番号 (Telephone No.)

姓名 (Name) 性別 (Sex) 年齢 (Age) 出生年月日 (Date of Birth) 出生地 (Place of Birth) 国籍 (Nationality) 職業 (Occupation) 住所 (Address) 電話番号 (Telephone No.)

住所 (Address) 電話番号 (Telephone No.)

(注1)

姓 (Surname)	名 (Given Name)	性別 (Sex)	年齢 (Age)	出生年月日 (Date of Birth)	出生地 (Place of Birth)	国籍 (Nationality)	職業 (Occupation)	住所 (Address)	電話番号 (Telephone No.)
姓 (Surname)		名 (Given Name)		性別 (Sex)	年齢 (Age)	出生年月日 (Date of Birth)	出生地 (Place of Birth)	国籍 (Nationality)	職業 (Occupation)
姓 (Surname)		名 (Given Name)		性別 (Sex)	年齢 (Age)	出生年月日 (Date of Birth)	出生地 (Place of Birth)	国籍 (Nationality)	職業 (Occupation)
姓 (Surname)		名 (Given Name)		性別 (Sex)	年齢 (Age)	出生年月日 (Date of Birth)	出生地 (Place of Birth)	国籍 (Nationality)	職業 (Occupation)
姓 (Surname)		名 (Given Name)		性別 (Sex)	年齢 (Age)	出生年月日 (Date of Birth)	出生地 (Place of Birth)	国籍 (Nationality)	職業 (Occupation)
姓 (Surname)		名 (Given Name)		性別 (Sex)	年齢 (Age)	出生年月日 (Date of Birth)	出生地 (Place of Birth)	国籍 (Nationality)	職業 (Occupation)

(注2)

姓 (Surname)	名 (Given Name)	性別 (Sex)	年齢 (Age)	出生年月日 (Date of Birth)	出生地 (Place of Birth)	国籍 (Nationality)	職業 (Occupation)	住所 (Address)	電話番号 (Telephone No.)
姓 (Surname)		名 (Given Name)		性別 (Sex)	年齢 (Age)	出生年月日 (Date of Birth)	出生地 (Place of Birth)	国籍 (Nationality)	職業 (Occupation)
姓 (Surname)		名 (Given Name)		性別 (Sex)	年齢 (Age)	出生年月日 (Date of Birth)	出生地 (Place of Birth)	国籍 (Nationality)	職業 (Occupation)
姓 (Surname)		名 (Given Name)		性別 (Sex)	年齢 (Age)	出生年月日 (Date of Birth)	出生地 (Place of Birth)	国籍 (Nationality)	職業 (Occupation)
姓 (Surname)		名 (Given Name)		性別 (Sex)	年齢 (Age)	出生年月日 (Date of Birth)	出生地 (Place of Birth)	国籍 (Nationality)	職業 (Occupation)
姓 (Surname)		名 (Given Name)		性別 (Sex)	年齢 (Age)	出生年月日 (Date of Birth)	出生地 (Place of Birth)	国籍 (Nationality)	職業 (Occupation)

注意事項

1. You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your firearm for which you have obtained it. When you bring or carry your firearm, you shall cover or put it in a case without loading it with a ball or blank cartridge or a metallic bullet.
2. You shall not bring or carry your firearm except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.
3. When you find your firearm lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.
4. When your permit has been modified, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

(注3)

備考 1. 本規則は、機密の法、レジャー法及び二六条並びに、他支那の警察官の職権に準ずること。

2. 本規則は、得点となること。
3. 本規則の適用に際しては、前記の事項を斟酌し、必要の事項の記載が正確に、本規則の記載事項に適合し、かつ必要事項が記載されていることにより、本規則の適用が可能となる。
4. 本規則の適用に際しては、本規則の記載事項に適合し、かつ必要事項が記載されていることにより、本規則の適用が可能となる。
5. 本規則の適用に際しては、本規則の記載事項に適合し、かつ必要事項が記載されていることにより、本規則の適用が可能となる。
6. 本規則の適用に際しては、本規則の記載事項に適合し、かつ必要事項が記載されていることにより、本規則の適用が可能となる。
7. 本規則を遵守しない場合は、速やかに許可証を没収しなければならない。

第32号の2(第31条関係)

日本シヤトルカ  
 (漢字)

アロズボク橋神野町  
 CROSSBORS PERMIT  
 (漢字)

(1番)

第 号  
 Permit No.

交 付 年 月 日  
 Date of Delivery Year Month Day

交付の有期 年 月 日  
 Authorized Period Year Month Day

公安委員会 公安委員会 部  
 Public Safety Commission

姓 名 Nationality	
住 所 Address in Japan	
氏 名 Name	
生 年 月 日 Date of Birth Year Month Day	
備 考 Note	

(2番)

(3番)

第 号 Per. No.	
交 付 年 月 日 Date of Delivery Year Month Day	

**CAUTION**

- You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your crossbor for which you have obtained it. When you bring or carry your crossbor, you shall cover or seal it in some way without loading it with a bolt.
- You shall not bring or carry your crossbor except for such cases where it is used for the very purpose mentioned and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.
- When you find your crossbor lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.
- When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authority concerned.

(4番)

備考 1 表紙は、青色の紙、ラヂー又はビニール製とし、全文ラヂー  
 製文字入りとする。

2 封緘は、併置すること。

3 表紙の裏面に1面の裏紙を裏面に貼付し、2面の表紙の裏  
 面に1面になるようにし、4面の裏紙の裏紙を裏紙の裏面に  
 貼付すること。









第 4 3 号 (第 4 5 条関係)

第43号 (第45条関係) 封筒郵便物指定申請書

封筒郵便物指定申請書 封筒郵便物指定申請書

郵便物の種類等詳細説明:  封筒郵便物の指定により、下記の郵便物の種類を指定する。  封筒郵便物の指定により、下記の郵便物の種類を指定する。

郵便物の種類等詳細説明:  封筒郵便物の指定により、下記の郵便物の種類を指定する。  封筒郵便物の指定により、下記の郵便物の種類を指定する。

年 月 日

封筒郵便物指定申請書

姓 名	
生 年 月 日	
郵 政 課 番	
郵 政 局 名	
郵 政 局 番 号	
郵 政 局 名	
郵 政 局 番 号	

備考 1 用紙は、両面を使用すること。  
2 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とする。

第 4 4 号 (第 4 6 条関係)

第44号 (第46条関係) 封筒郵便物指定申請書変更届出書

封筒郵便物指定申請書変更届出書

郵便物の種類等詳細説明:  封筒郵便物の指定により、下記の郵便物の種類を指定する。  封筒郵便物の指定により、下記の郵便物の種類を指定する。

郵便物の種類等詳細説明:  封筒郵便物の指定により、下記の郵便物の種類を指定する。  封筒郵便物の指定により、下記の郵便物の種類を指定する。

年 月 日

封筒郵便物指定申請書変更届出書

姓 名	
生 年 月 日	
郵 政 課 番	
郵 政 局 名	
郵 政 局 番 号	
郵 政 局 名	
郵 政 局 番 号	

備考 1 変更届出書は、郵便物の種類等詳細説明欄に記載すること。  
2 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とする。

第 4 5 号 (第 5 0 条関係)

第45号 (第50条関係) 封筒郵便物指定申請書変更届出書

封筒郵便物指定申請書変更届出書

郵便物の種類等詳細説明:  封筒郵便物の指定により、下記の郵便物の種類を指定する。  封筒郵便物の指定により、下記の郵便物の種類を指定する。

郵便物の種類等詳細説明:  封筒郵便物の指定により、下記の郵便物の種類を指定する。  封筒郵便物の指定により、下記の郵便物の種類を指定する。

年 月 日

封筒郵便物指定申請書変更届出書

姓 名	
生 年 月 日	
郵 政 課 番	
郵 政 局 名	
郵 政 局 番 号	
郵 政 局 名	
郵 政 局 番 号	

備考 1 変更届出書は、郵便物の種類等詳細説明欄に記載すること。  
2 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とする。

第 4 6 号 (第 5 1 条関係)

第46号 (第51条関係) 封筒郵便物指定申請書

封筒郵便物指定申請書

郵便物の種類等詳細説明:  封筒郵便物の指定により、下記の郵便物の種類を指定する。  封筒郵便物の指定により、下記の郵便物の種類を指定する。

郵便物の種類等詳細説明:  封筒郵便物の指定により、下記の郵便物の種類を指定する。  封筒郵便物の指定により、下記の郵便物の種類を指定する。

年 月 日

封筒郵便物指定申請書

姓 名	
生 年 月 日	
郵 政 課 番	
郵 政 局 名	
郵 政 局 番 号	
郵 政 局 名	
郵 政 局 番 号	

備考 1 用紙は、両面を使用すること。  
2 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とする。

第47号(第52条関係) 市町村の条例、規則、処分等及びその他の処分(一部除く)  
教育委員会委員選任等に関する事項  
教育委員会委員の選任等に係る事項の第47号の規定に基づき、教育委員会委員の  
選任等を行うに付する事項

公定委員名簿

選任人名簿			
姓	名		
郡	年	月	日
職	名		
職	名		
教育委員会委員			
人(選任された日)			
教育委員会委員			
人(選任された日)			

備考 1 新たに選任した教育委員会委員については別紙4に、解任した教育  
委員会委員については別紙5に、辞任後の教育委員会委員については  
別紙6に記載すること。  
2 不用の空欄は、省略で構わずこと。  
3 用紙の欠き方は、日本標準規格A4とする。

別紙4 新たに選任した教育委員会委員

教育委員会委員の氏名	選任年月日	年	月	日
姓	名			
姓	名			
生	年	月	日	(満)

備考 1 新たに選任した教育委員会委員については別紙4に、  
2 用紙の欠き方は、日本標準規格A4とする。

別紙5 解任した教育委員会委員

教育委員会委員の氏名	解任年月日	年	月	日	除	職	事由

備考 1 解任した教育委員会委員については別紙5に、  
2 用紙の欠き方は、日本標準規格A4とする。

別紙6 辞任後の教育委員会委員一覧

教育委員会委員の氏名	辞任年月日	年	月	日	職	事由

備考 1 辞任した教育委員会委員については別紙6に記載すること。  
2 用紙の欠き方は、日本標準規格A4とする。  
3 職名は、教育委員会委員の職名を記載すること。  
4 事由は、新たに選任した教育委員会委員について(新選)と記  
載すること。

第48号 (第53条関係)

第48号 (第53条関係) (行内用紙用・A5用紙、各地方自治体へ必ず同封第一紙張を提出)

**教育影響指導員報告書**

年月日

役 職

公定委員会 員

教育影響指導員報告書は第48号3項の規定により、下記のとおり  
 教育影響指導員報告書に報告する。

氏名	
職名	
所属	
報告年月日	
報告内容	
氏名	
職名	
所属	
報告年月日	
報告内容	
氏名	
職名	
所属	
報告年月日	
報告内容	

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

第49号 (第54条関係)

第49号 (第54条関係) (行内用紙用・A5用紙、各地方自治体へ必ず同封第一紙張を提出)

**教育影響指導員報告書**

年月日

役 職

公定委員会 員

教育影響指導員報告書は第49号3項の規定により、下記の通り  
 教育影響指導員報告書に報告する。

氏名	
職名	
所属	
報告年月日	
報告内容	
氏名	
職名	
所属	
報告年月日	
報告内容	
氏名	
職名	
所属	
報告年月日	
報告内容	

備考 1 届け出る変更内容に印を記入すること。  
 2 教育影響指導員であることが、教育影響指導員報告書の提出時に確認される。その確認が済んだ場合は、教育影響指導員報告書の提出時に教育影響指導員報告書の提出を中止すること。  
 3 教育影響指導員報告書の提出は、教育影響指導員報告書の提出に印を記入すること。  
 4 教育影響指導員報告書の提出は、教育影響指導員報告書の提出に印を記入すること。  
 5 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

第50号 (第55条関係)

第50号 (第55条関係) (行内用紙用・A5用紙、各地方自治体へ必ず同封第一紙張を提出)

**教育影響指導員報告書**

年月日

役 職

公定委員会 員

教育影響指導員報告書は第50号3項の規定により、下記の通り  
 教育影響指導員報告書に報告する。

氏名	
職名	
所属	
報告年月日	
報告内容	
氏名	
職名	
所属	
報告年月日	
報告内容	
氏名	
職名	
所属	
報告年月日	
報告内容	

備考 1 用紙は、再録とすること。  
 2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

第51号 (第57条関係)

第51号 (第57条関係) (行内用紙用・A5用紙、各地方自治体へ必ず同封第一紙張を提出)

**教育影響指導員報告書**

年月日

役 職

公定委員会 員

教育影響指導員報告書は第51号3項の規定により、下記の通り  
 教育影響指導員報告書に報告する。

氏名	
職名	
所属	
報告年月日	
報告内容	
氏名	
職名	
所属	
報告年月日	
報告内容	
氏名	
職名	
所属	
報告年月日	
報告内容	

備考 1 用紙は、再録とすること。  
 2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。













第64号(第75条関係)

年少警察業務認定申請書  
施設内警察指導員等職務経験者の1項の規定による年少警察業務の認定を受けること  
を申請します。

出発員台帳  
表: 出発員台帳 (表頭: 氏名, 性別, 年齢, 所属, 出発時刻, 退席時刻, 備考)

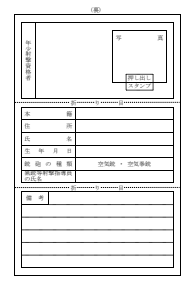
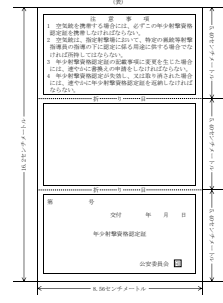
- 1. 施設内警察指導員台帳には、常に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
2. 年少警察業務認定記録には、常に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
3. 欠勤台帳には、当該労働者に該当しない関係者を欄外に2以内4欄を記入すること。
4. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

第65号

出発員台帳  
表: 出発員台帳 (表頭: 氏名, 性別, 年齢, 所属, 出発時刻, 退席時刻, 備考)

- 1. 施設内警察指導員台帳には、常に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
2. 年少警察業務認定記録には、常に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
3. 欠勤台帳には、当該労働者に該当しない関係者を欄外に2以内4欄を記入すること。
4. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

第65号(第77条関係)



第66号(第78条関係)

第66号(第78条関係)「行政機関等へ送付する選挙事務関係上、必要情報及び不正行為の防止に関する措置」  
 第4項 年少選挙事務関係等選挙事務関係情報提供に関する規定第3項に於ける選挙事務関係情報提供義務を履行するための届出を提出するに当たって、年少選挙事務関係情報提供義務の履行状況を記載する届出を提出する。 年 月 日

公安委員会宛

申 出 者 氏 名				電 話 番 号
所 在 地 都 道 府 県		市 町 村		
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日			
住 居 番 号	番 号	公安委員会		
送 付 日	年 月 日			

備考 用紙の大きさは、日本製紙協会の定めるサイズとする。

第67号(第79条関係)

第67号(第79条関係)「行政機関等へ送付する選挙事務関係上、必要情報及び不正行為の防止に関する措置」  
 第4項 年少選挙事務関係等選挙事務関係情報提供に関する規定第3項に於ける選挙事務関係情報提供義務を履行するための届出を提出するに当たって、年少選挙事務関係情報提供義務の履行状況を記載する届出を提出する。 年 月 日

公安委員会宛

申 出 者 氏 名				
所 在 地 都 道 府 県		市 町 村		
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日			
住 居 番 号	番 号	公安委員会		
送 付 日	年 月 日			

備考 1 中央、道庁、政令市の選挙事務関係情報提供義務を履行するための届出を提出するに当たって、年少選挙事務関係情報提供義務を履行するための届出を提出する。 年 月 日

第68号(第80条関係)

第68号(第80条関係)「行政機関等へ送付する選挙事務関係上、必要情報及び不正行為の防止に関する措置」  
 第4項 年少選挙事務関係等選挙事務関係情報提供に関する規定第3項に於ける選挙事務関係情報提供義務を履行するための届出を提出するに当たって、年少選挙事務関係情報提供義務の履行状況を記載する届出を提出する。 年 月 日

公安委員会宛

申 出 者 氏 名				
所 在 地 都 道 府 県		市 町 村		
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日			
住 居 番 号	番 号	公安委員会		
送 付 日	年 月 日			

備考 1 用紙の大きさは、日本製紙協会の定めるサイズとする。

第69号(第81条関係)

第69号(第81条関係)「行政機関等へ送付する選挙事務関係上、必要情報及び不正行為の防止に関する措置」  
 第4項 年少選挙事務関係等選挙事務関係情報提供に関する規定第3項に於ける選挙事務関係情報提供義務を履行するための届出を提出するに当たって、年少選挙事務関係情報提供義務の履行状況を記載する届出を提出する。 年 月 日

公安委員会宛

申 出 者 氏 名				
所 在 地 都 道 府 県		市 町 村		
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日			
住 居 番 号	番 号	公安委員会		
送 付 日	年 月 日			

備考 1 用紙の大きさは、日本製紙協会の定めるサイズとする。



第73号(第93条関係)

第73号(第93条関係)

保健業務停止等命令書

年 月 日

保健委員会

保健委員会事務局長 第1号条の第3項の規定により、以下のとおり  
保健委員の保健の業務を停止することとする。

氏名	
所在地	
命令の理由	
保健委員又は停止する理由	

備考 1 不同のときは、欄外に併記すること。  
2 同様のときは、日本看護協会44とする。

第74号(第94条関係)

第74号(第94条関係)

使用業務報告書

年 月 日

保健委員会

許可番号

許可年月日

許可に係る施設

施設名

種別

種別

種別

備考

第75号(第95条関係)

第75号(第95条関係)

施設等又は労働関係等保健委員会

年 月 日

保健委員会

保健委員会事務局長 以下第95条の第1項の規定により保健委員の保健の業務が  
ある中で、下記事項に一定の緊急事態が生じたため、施設等又は労働関係等保健委員の業務の停止に  
関心します。

記

保健委員会

【施設等又は労働関係等保健委員会事務局長】 氏名  
【施設等又は労働関係等保健委員会事務局長】 職名

備考 同様のときは、日本看護協会44とする。







第 8 1 号 (第 1 0 5 条関係)

第 81 号 (第 105 条関係)

一時的な経過措置に関する申請書

提出年月日	
提出場所	
提出者	
提出先	
提出理由	
提出年月日	

一時的な経過措置

種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出

届出内容(届出事項)を記載する欄に記入し、上記欄に記入してください。

年 月 日  
 警察署長 殿  
 所 属  
 職 名

備考 許可又は登録(第 105 条関係)等又は登録(第 105 条関係)により、当該申請書の提出を要する場合は、届出内容(届出事項)を記載し、届出年月日、届出者(届出者)を記載してください。

第 8 2 号 (第 1 1 0 条関係)

第 82 号 (第 110 条関係)

在留期間満了又は引継ぎに関する申請書

年 月 日

警察署長 殿

届出内容(届出事項)を記載する欄に記入し、上記欄に記入してください。

種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出

届出内容(届出事項)を記載する欄に記入し、上記欄に記入してください。

年 月 日

警察署長 殿

備考 1. 上記の届出は、届出内容(届出事項)を記載し、届出年月日、届出者(届出者)を記載してください。届出内容(届出事項)を記載し、届出年月日、届出者(届出者)を記載してください。  
 2. 届出内容(届出事項)を記載し、届出年月日、届出者(届出者)を記載してください。

第 8 3 号 (第 1 1 1 条関係)

第 83 号 (第 111 条関係)

在留期間満了又は引継ぎに関する申請書

年 月 日

警察署長 殿

届出内容(届出事項)を記載する欄に記入し、上記欄に記入してください。

種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出

届出内容(届出事項)を記載する欄に記入し、上記欄に記入してください。

年 月 日

警察署長 殿

備考 届出内容(届出事項)を記載し、届出年月日、届出者(届出者)を記載してください。

第 8 4 号 (第 1 1 1 条関係)

第 84 号 (第 111 条関係)

在留期間満了又は引継ぎに関する申請書

年 月 日

警察署長 殿

届出内容(届出事項)を記載する欄に記入し、上記欄に記入してください。

種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出
種別	期間	届出

届出内容(届出事項)を記載する欄に記入し、上記欄に記入してください。

年 月 日

警察署長 殿

備考 届出内容(届出事項)を記載し、届出年月日、届出者(届出者)を記載してください。

第85号 (第112条関係) (付録第2号「第112条関係事項」の付録第2号「第112条関係事項」)  
 申請書  
 APPLICATION FOR EXTENSION OF PERIOD  
 年 月 日  
 Date Year Month Day  
 申請書係数  
 本邦に在留する外国人労働者の労働時間延長の申請書  
 Present in the territory of article 112 of the Ordinance for Enforcement of the Foreign Labor Standards Control Act I hereby apply for the extension of period.  
 1. 申請人 Applicant  
 国籍又は国籍 Nationality/Region  
 住所 Address/Region  
 電話番号 Telephone No.  
 職業 Occupation  
 氏名 Name  
 生年月日 Date of Birth Year Month Day  
 2. 医療費の負担  
 The fee for medical expenses  
 3. 労働者のみなし労働時間  
 The date when the period of work has expired the date of last day of work  
 4. 申請の理由  
 Reason for request  
 5. 申請の延長期間  
 The date when the extension period has expired  
 6. 申請の理由  
 The reason for application  
 7. 備考  
 Others

第86号 (第113条関係) (付録第2号「第113条関係事項」の付録第2号「第113条関係事項」)  
 申請書  
 APPLICATION FOR EXTENSION OF PERIOD  
 年 月 日  
 Date Year Month Day  
 申請書係数  
 本邦に在留する外国人労働者の労働時間延長の申請書  
 Present in the territory of article 113 of the Ordinance for Enforcement of the Foreign Labor Standards Control Act I hereby apply for the extension of period.  
 1. 申請人 Applicant  
 国籍又は国籍 Nationality/Region  
 住所 Address/Region  
 電話番号 Telephone No.  
 職業 Occupation  
 氏名 Name  
 生年月日 Date of Birth Year Month Day  
 2. 申請の理由  
 Reason for request  
 3. 申請の延長期間  
 The date when the extension period has expired  
 4. 申請の理由  
 The reason for application  
 5. 備考  
 Others

第87号 (第115条関係)

申請番号	種別	性別	年齢	国籍	出身地	所属	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							

備考 1 欄別欄には、別記に該当する事項を記載する欄に○を記載し、該当欄に○が  
 2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。